

平成28年

かすみがうら市議会第2回定例会会議録 第4号

平成28年6月3日(金曜日)午前10時00分 開 議

出席議員

1番	櫻井繁行君	8番	古橋智樹君
2番	宮嶋謙君	10番	加固豊治君
3番	設楽健夫君	11番	佐藤文雄君
4番	来栖丈治君	12番	中根光男君
5番	川村成二君	13番	鈴木良道君
6番	岡崎勉君	15番	矢口龍人君
7番	田谷文子君	16番	藤井裕一君

欠席議員

9番	小松崎誠君	14番	小座野定信君
----	-------	-----	--------

出席説明者

市長	坪井透君	環境経済部長	田崎清君
副市長	横瀬典生君	土木部長	渡辺泰二君
教育長	大山隆雄君	上下水道部長	堀口家明君
理事	西山正君	会計管理者	山本高光君
理事	板垣英明君	教育部長	飯田泰寛君
市長公室長	木村義雄君	消防長	井坂沢守君
総務部長	小松塚隆雄君	農業委員会事務局長	高田忠君
市民部長	根本一良君	監査委員事務局長	槌田浩幸君
保健福祉部長	金田克彦君		

出席議会事務局職員

議会事務局	局長	櫻井清
〃	補佐	神野厚
〃	係長	小池陽子
〃	係長	齋藤邦彦

議事日程第4号

日程第1 一般質問

- (1) 佐藤文雄 議員
- (2) 矢口龍人 議員

(3) 来 栖 丈 治 議員

1. 本日の会議に付した事件

日程第 1 一般質問

- (1) 佐 藤 文 雄 議員
- (2) 矢 口 龍 人 議員
- (3) 来 栖 丈 治 議員

本日の一般質問通告事項一覧

通告 順	通 告 者	質 問 主 題
		(質問の区分)
(1)	佐藤文雄	1. 広域ごみ処理施設建設問題について
		2. 公共交通システムについて
		3. 国民健康保険について
		4. 総合的な子育て支援について
		5. 上下水道事業について
(2)	矢口龍人	1. 本市のまちづくりの主な課題と柱となる有効な施策について
		2. 本市の総合計画策定及び本市のまちづくりの柱となる事業並びに地方創生事業について
		3. 本市における新規就農者支援及び農業後継者の育成体制並びに農業の将来像について
		4. 向原土地地区画整理組合事業に対する支援を求める請願書に対する今後の対応について
(3)	来栖丈治	1. 仮称地域まちづくり協議会の創設について
		2. 農業政策の現状と新規就農者の支援、対策について
		3. 農地を活用した定住促進について
		4. 地域の宝である子どもの教育と保護者の手助け政策について

開 議 午前10時00分

○議長（藤井裕一君）

おはようございます。

ただいまの出席議員数は14名で、会議の定足数に達しております。

よって、会議は成立いたしました。

なお、小座野議員につきましては、広域議会の臨時の監査に出席することを許可いたしましたので、欠席となりますことを申し添えます。

それでは、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

一般質問に先立ち、議員各位に申し上げます。

一般質問は、通告に基づき、市の一般事務についてたずねる場であります。したがって、通告外の質問及び市政以外についての質問は認められませんので、ご注意願います。また、各種法令等を遵守した上で発言していただくことを求めます。

執行部に申し上げます。能率的な会議運営の観点から、簡明な答弁をお願いいたします。

傍聴人の方に申し上げます。傍聴受け付けの際にお渡しいたしました傍聴証の裏面に記載されております注意事項を遵守し、お静かに傍聴していただきますようお願いいたします。

日程第 1 一般質問

○議長（藤井裕一君）

日程第1、一般質問を行います。

順次発言を許します。

11番 佐藤文雄君。

[11番 佐藤文雄君登壇]

○11番（佐藤文雄君）

おはようございます。日本共産党の佐藤文雄でございます。

初めに、熊本県を中心とする地震災害によって犠牲となられた方々、被災された方々に心からお悔やみとお見舞いを申し上げます。現在、日本共産党は、被災者支援を初めとして、復旧・復興支援に全力を挙げているところでございます。

それでは、通告に従い、一般質問を行います。

1、広域ごみ処理施設建設問題について。

そもそもごみ問題の解決の基本は、3R及び拡大生産者責任を進めることであり、とりわけ、ごみをもとで出さない、繰り返し使うことによってごみの排出を抑えるという2Rを強めることが最重要課題だということは、国の法律等で明記されていることであります。決して焼却処理優先ではありません。

問1、当市のごみ減量と資源化の取り組みについて、改めて伺います。

当市の一般廃棄物処理基本計画では、ごみ減量化目標を、1人1日当たりのごみ総排出量を平成25年度比、1,044グラムですが、平成41年度までに約10%、940グラム削減、資源化率については、目標を平成25年度比20.3%で、平成41年度までに23%を目指すとしています。これは余りにも低い目標だと前回指摘しましたが、まともな答弁はありませんでした。

そこで、改めて伺います。

平成26年度の環境省の統計によれば、1人1日当たりごみ排出量は947グラムで、資源化、いわゆるリサイクル率は20.6%ですが、国の廃棄物処理施設整備計画では、平成29年度、26%が目標とされています。当議会が昨年視察研修した福岡県の大木町では、リサイクル率は63.9%となっています。これでは、当市が真剣にごみの減量化・資源化を図っていくという姿勢は見えません。改めて答弁を求めます。

問2、現有施設の延命化、いわゆる長寿命化と新治地方広域事務組合について改めて伺います。

私は基本的に、新治広域事務組合の環境クリーンセンターをできる限り長持ちさせる、そして、ごみの減量を徹底的に図りながら、炉の改修も含めて、できる限り維持管理が徹底できるように

すれば十分だと主張してまいりました。

前議会の一般質問で、新治広域環境クリーンセンターの精密機能検査の結果も特に異常は見られない。2010年、平成22年ですか、これに出された長寿命化手引による検証が必要だと要請しましたが、市長は、決して長寿命化を検討しないとか、それから新治を使わないとか、そんなことを頭からやったわけではない。客観的な状況の中で総合的に判断して、市民が将来まで負担を少なく、こういった形でできるだろうかという中で現在の広域の判断をしたと答弁しました。

そこで、お伺いしますが、まず一つ、新治広域事務組合環境クリーンセンターの長寿命化の検討はしたのですか。

2、また、総合的判断と言いますが、同組合の解散に向けた協議や同施設の解体費用や財産処分など具体的な内容も示されない状況下で、総合的な判断はできないのではないのでしょうか。市長の答弁を求めます。

問3、霞台厚生施設組合の基本構想への意見公募にかかわって、市長の見解を伺います。

霞台厚生施設組合がことし1月22日から2月11日に行った一般廃棄物処理施設整備基本構想(案)の意見公募には、23人の方から提出がありました。これらの意見公募について、市長の見解を求めます。

問4、新たな広域ごみ処理施設建設への震災復興特別交付税の利用について、市長の見解を伺います。

4市町による新たな広域ごみ処理施設建設の財源について、霞台厚生施設組合は、循環型社会形成推進交付金に加えて震災復興特別交付税を活用するとして事業計画を変更、第1期計画を焼却施設に加え、マテリアルリサイクル施設を同時に整備する方向を打ち出し、平成32年度で竣工、前倒しし、推し進めようとしています。当初計画の事業費総額が132億円だったものが、変更後、172億円に膨れ上がりました。

しかし、復興特別税は東日本大震災の被災者救援の財源確保を目的にした税金であり、それを財源とする震災復興特別交付税は、当然被災者救援に使うべきであり、震災とは無縁のごみ処理施設建設に用いるものではないと考えます。市長の見解を求めます。

問5、住民不在の広域ごみ処理場建設について、改めて伺います。

4市町による広域ごみ処理施設建設について、前議会の一般質問で私は、一昨年7月の市長選挙で坪井氏が市長に返り咲きを果たした後、急展開したが、市長選ではごみ処理広域化を公約に上げていない。加えて、昨年の市議会議員選挙でも、私を除いて候補者の誰一人として、ごみ処理広域化について言及または公約を上げていないと指摘して、選挙後開かれた昨年の3月定例議会に提案された霞台厚生施設組合への加入について、広域化先にありきで住民に正確な情報が提供されていない。議論を尽くし、その上で、住民投票で決めることも視野に入れるべき課題だとして、拙速な加入に反対いたしました。

その上で、昨年10月、私が実施した独自市民アンケートの結果を示し、ごみ処理広域化及び新治地方広域事務組合の環境クリーンセンターの延命化による利活用も含めた当市独自のアンケート調査を改めて全市民対象に実施するよう市長に求めました。しかし、市長は、議会でも十分ご議論いただいて判断をいただいております、やるやらないのアンケートの必要はないと答弁しました。

しかし、ごみ問題は、住民とともに考えなくてはならない重要な問題です。市長は、議会の同

意があれば、住民に是非を問わなくても問題ではないというお考えですか。改めて市長の答弁を求めます。

大きな2番目、公共交通システムについて伺います。

公共交通網の計画の当面の対策についてお伺いいたします。

当市では、持続可能な公共交通網の形成に向けて地域公共交通網形成計画を策定し、ホームページにて公開いたしました。しかし、運転免許を返上した高齢者を初め、車を持たないいわゆる交通弱者にとっては、公共交通システムの改善は喫緊の課題でありますし、そしてニーズとなっております。

そこで伺います。計画期間である2016年度から22年度間の当面の対策はどうなっておりますか。答弁を求めます。

大きな3番目の国民健康保険税について。

問1、国保税の引き下げについて、改めて伺います。

政府は、国民健康保険の低所得者の多い保険者対策として、2015年度から約1700億円の財政措置を行いました。厚労省はこれについて、被保険者の保険料負担の軽減やその伸びの抑制が可能、被保険者1人当たり約5,000円の財政改善効果と記しています。私は、各市町村の国保会計に投入された1700億円の支援金の活用で保険税の引き下げを求めましたが、市長は、1人当たりの保険給付費が伸びており、一般会計からの赤字分を繰り入れている状況には変わらないとして、保険税の引き下げを拒否いたしました。

しかし、当市の国保税の均等割額、これは人頭税とも言えるものでありますが、医療分とプラス後期高齢者分の合計は3万円です。県内でも7番目に高くなっています。私は、改定前の均等割額2万5200円に引き下げることは可能だと考えますが、当市の保険税は県内で何番目に高いかを含めて答弁を求めます。

問2、国保加入者の無保険状況について、現況を伺います。

負担能力を超える国保税を払えず、保険証を取り上げられて、手おくれで死亡する人が後を絶ちません。国保は皆保険制度の最後のとりです。保険証の有効期限が切れて無保険状況の国保加入者は、現在何人おられますか。また、無保険状況解消への取り組みについて答弁を求めます。

大きな4番目、子育て支援について。

問1、市立さくら保育所の閉所問題について、市長の見解を伺います。

市立さくら保育所の廃止時期について、坪井市長は2月5日の保護者説明会で突如、政治的な判断と称して、保護者の同意もなく一方的に、さくら保育所を平成30年3月末で閉所すると通告いたしました。私は、一昨年の市長選挙での公約違反は明らかだと厳しく批判しましたが、まず一つ、公約違反について、市長はどのように考えているのですか。

2つ目、閉所時期の判断について、市長は、市の置かれているさまざまな問題などを考慮し、苦渋の決断をしたなどと答弁しましたが、明快な理由は示していません。また、さくら保育所の設置場所を借地にした理由もあわせて、市長の具体的かつ明快な答弁を求めます。

問2、中学校卒業までの子どもの医療費完全無料化（窓口負担なし）について伺います。

茨城県は、ことし10月から所得制限の緩和を打ち出しましたが、この措置によって、所得制限による医療福祉費の非該当者となっている方は何名になると想定していますか。また、県の措置

によって、完全無料化にはどれくらいの財源が必要となりますか。

私は、今こそ所得制限なしの医療費完全無料化を子育て支援・少子化対策として位置づけて、思い切って踏み込むべきではないかと考えます。あわせて、高校生18歳までの医療費無料化拡大は考えていないのか、市長の答弁を求めます。

問3、就学援助制度の活用の現況について伺います。

就学援助制度は、憲法26条の教育を受ける権利、義務教育はこれを無償とするを具現化したものであります。今、子どもの貧困が社会問題となっている中、私は、経済的に苦しい家庭でも子どもが安心して学べるように、必要な保護者に情報が届き、十分な援助が受けられる制度への改善が不可欠だと強調し、保護者への就学援助制度の徹底した広報と拡充を求めてまいりました。

学校教育課は、今年度は新たな取り組みとして、新入生の保護者説明会において制度の概要を説明するチラシを配付し、概要を説明したとのことですが、前年度と比較して申請数は伸びているのでしょうか。答弁を求めます。

また、新たな拡充策として、新入学児童・生徒への準備金の入学前の支給を提案しましたが、教育部長は、近隣自治体の導入事例は見られないことから、本市においては慎重に判断と答弁しました。このことは、先進事例がなければ当市はやらないとも受け取られますが、困難となる理由について答弁を求めます。

大きな5つ目、上水道事業について伺います。

問1、八ッ場ダム及び霞ヶ浦導水事業について、当市の水道事業計画（水道ビジョン）と県の水のマスタープランとの整合性について、改めて伺います。

茨城県は、十分に水が余っているのにもかかわらず、過大な長期水需要計画、いわゆる水のマスタープランを作成し、八ッ場ダムや霞ヶ浦導水事業などの水開発を国とともに推進しています。

一方、県から水の供給を受けている当市を初めとした関係市町村は、水道料金の引き下げを県に求めています。県企業局は、今、水道会計は黒字でも、八ッ場ダム、霞ヶ浦導水事業、思川開発が完成すれば、維持費や減価償却費は飛躍的にかさむ。市町村など水道事業者とは実施協定を結んでいる。その協定を満たすには水源開発は必要だ。もしこれ以上水が要らないのなら、協定の変更が必要としています。

当市の水道事業計画（水道ビジョン）と県のマスタープラン、この整合性について前議会でたどりましたが、上下水道部長は、県の水需要予測と本市の実績値とは乖離している、いわゆる離れていると、こう答弁し、検討が図られていくものと思っていると答弁をしていますが、八ッ場ダム及び霞ヶ浦導水事業が完成すれば、本来の契約となっている実施協定に基づく県水を受水することになります。結果的には安価である地下水を放棄することになり、水道料金の引き上げは避けられません。

当市の水道事業計画と県長期水需要計画の乖離を是正するには、当市の実態及び計画に合わせた実施協定の変更が必要だと考えますが、答弁を求めます。

問2、下水道課と水道課が一緒の事務所に入ったことによる上下水道部が今後目指す方向性について伺います。

当市は、平成27年度に水道課に下水道課が加わって上下水道部になり、今年度、上下水道部として水道事務所に統合配置されました。私は、窓口が一本化されるという点では評価しています

が、上下水道部が今後目指す方向性について答弁を求めます。

以上、第1回目の質問といたします。

○議長（藤井裕一君）

答弁を求めます。

市長 坪井 透君。

[市長 坪井 透君登壇]

○市長（坪井 透君）

佐藤議員の質問にお答えいたします。

初めに、1点目1番、ごみ減量と資源化への取り組みについて、2番、長寿命化と新治地方広域事務組合については、環境経済部長からの答弁とさせていただきます。

次の3番、霞台厚生施設組合の基本構想についてお答えいたします。

意見公募手続きにつきましては、市民の声を聞く手段の一つとして、霞台厚生施設組合が基本構想策定時に実施し、23名の方々から86件のご意見をいただいております。

主なものとしましては、「広域化ありきではなく既存施設を有効活用すべき」「まずは3Rを推進すべき」「広域化は無駄遣い」等、主に事業を見直すべきとの意見をいただいております。また、意見公募と同様に、できる限り多くの方々のご意見等を反映するため、これまでに住民説明会、広報紙やホームページによる紹介、住民アンケート及び議会議員の皆様へのご報告等に努めてきたところでございます。

霞台厚生施設組合が実施いたしました住民アンケートの結果におきましては、ごみ処理広域化により期待されるものとしましては、54.8%の方が「コスト削減を期待する」との声が寄せられておりますほか、「処理施設が遠くなると不便だが、コストを削減できるなら仕方がない」と回答された方が62.9%でございました。

私は、市政をあずかる者として、地方自治法第2条第14項にございまして、最少の経費で最大の効果が得られますよう努力すべきものと考えているところであります。

ごみ処理に関しましては、ライフラインと言っても過言ではなく、市民生活には欠かせない行政サービスの一つとなっております。事業を進める上で、賛成意見だけではなく、意見公募の結果のように反対意見が寄せられていることもございますが、市民にご判断いただくために必要な情報公開を引き続き努力した上で、議会制民主主義の考えに基づき、市民の負託を受けられた議会議員の皆様方にご説明とご判断をいただけるよう努めてまいりたいというふうに考えております。ご了承のほどお願い申し上げます。

次に、4番、ごみ処理施設建設に伴う震災復興特別交付税の利用についてお答えいたします。

震災復興特別交付税につきましては、平成27年6月24日の復興推進会議決定において、平成28年度以降につきましても震災復興特別交付税が措置されることが決定いたしております。国におきましては、平成28年から5年間を東日本大震災被災地の復興・創生期間と位置づけるとともに、自治体負担の軽減策として、対象事業費のうち、国庫補助金等を除いた地方負担分の95%を震災復興特別交付税により措置するものとしていただいております。

本市の茨城県につきましては、東日本大震災の被災団体として位置づけられております。被災地の復旧・復興を支援するために、東日本大震災復興特別会計に位置づけられた循環型社会形成

推進交付金を活用し、総務大臣が認めた経費について、地方負担額の95%が震災復興特別交付税により措置されるものであります。これにつきましては、本年3月に霞台厚生施設組合におきまして策定されました一般廃棄物処理施設整備基本構想概要版にてお示ししているところでございます。

市といたしましても、広域化を行うことによりまして、財政メリットを十分に生かし、市民サービスに転換してまいります。今後におきましては、財政措置を活用し、市民負担軽減を図りつつ行政運営を進めてまいりますので、よろしくお願い申し上げます。

次に、5番、住民不在の広域ごみ処理場建設についてお答えいたします。

私が市長に就任するまで、かすみがうら市議会においては、ごみ処理の広域化については取り上げていなかったということでもありますので、改めて、そういう点も含めてお答えいたします。

ごみ処理の広域化につきましては、国と都道府県、市町村が一丸となって、再編・統合の広域化を推進するため、周辺自治体と協議を重ねてきたものでございます。

ごみ処理広域化のメリットにつきましては、今後多くの自治体におきまして焼却施設の更新が見込まれる中で、多額の施設建設費の財源確保をする点でも、また、建設・維持管理のスケールメリット、環境面など、さまざまな面で、住民サービスの向上、さらには、ごみ処理体制の基盤強化が期待されると考えているところでございます。

私は、平成26年7月にかすみがうら市長に就任し、このような状況を踏まえまして、3市1町による枠組みにおきまして十分に議論を行っていく必要があることから、さまざまな状況を見据えまして、時期を逸することなく対応してきたところであります。

いずれにいたしましても、広域化はそれぞれの市の決定事項に属しておりまして、議会での議決事項でありますことから、議員各位のご理解のもと、一昨年年第1回定例会におきまして議決を賜ったものでございます。今後とも、構成市町との意見の調整、あるいは住民の皆様に対する情報の公開というものは、広域化を実現するために必要なことであるということは十分に承知しているところでございますので、ご理解とご協力のほどお願い申し上げます。

次に、2点目、公共交通網計画の期間中の当面の対策については市長公室長から、3点目、国民健康保険については市民部長からの答弁とさせていただきます。

次に、4点目1番、さくら保育所の閉所問題についてお答えいたします。

その中で、1点目、公約違反とのご指摘についてであります。佐藤議員からは前回の定例会においても同様の質問をいただきまして、その際にお答えいたしました。私は、就任前の混乱を踏まえまして、選挙公約の一つとして、さくら保育所の廃止については、保護者の皆様のご意見をお伺いし、その合意のもとに廃止時期を決定することを掲げさせていただいたところであります。

市長就任後、父母の会、保護者説明会等において、混乱を生じたことに対しましておわびを申し上げますとともに、市としての保育行政の進むべき方向性を申し上げてまいりました。そうした中、保護者の皆様方からのご意見、ご要望を受け、さらにアンケート調査などを実施するなどして、公約でもあります合意形成のもと、閉所を考え、努めてまいりました。

全ての保護者の合意形成は得られませんでした。市の置かれているさまざまな問題等を考慮いたしまして、私といたしましては、苦渋の決断であります。平成29年度末の平成30年3月31

日をもって、さくら保育所を閉所することを決断したところであります。今後は、転所に該当する保護者の皆様、児童に対して、不安のない転所ができますよう対応させていただきたいというふうに考えております。

2点目の市の置かれているさまざまな問題についてでございますが、1点目としましては、平成16年度から、国・県からの保育行政に対する財政支援が公立から民間事業者等の支援へと移行し、公立保育所の効率的な運営と良好な保育環境を保つためには財政的に厳しく、市全般の行財政改革を進める中で、市民意識の変化、年齢別の人口動態を含め、計画的に推進することが重要であること、2つ目といたしましては、市が現在、公共施設等マネジメント計画を策定し、総量縮減と機能複合化を推進する中で対象施設としていること、3つ目としましては、保育士の減少による適正な配置が困難なことなどが挙げられます。これらが主な要因であります。

次に、2番、医療費の完全無料化については市民部長から、3番、就学援助制度の活用の現況については教育部長から、5点目、上下水道事業については上下水道部長からの答弁とさせていただきます。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

環境経済部長 田崎 清君。

[環境経済部長 田崎 清君登壇]

○環境経済部長（田崎 清君）

1点目1番、当市のごみ減量化の取り組みについての1番、当市のごみ減量と資源化の取り組みについてお答えいたします。

ごみ減量対策と資源化につきましては、各自治体によって地理的条件や産業構造、人口、行政規模などの社会的要件により、それぞれ違いがございます。

議員ご指摘の本市のごみ排出量及び資源化率につきましては、平成27年3月に策定いたしましたかすみがうら市一般廃棄物基本計画において定めております。

目標値の設定につきましては、国の方針及び茨城県において策定されました第3次茨城県廃棄物処理計画の方針に基づいているものでございます。

ごみ減量化及び資源化に係る具体的な施策といたしましては、これまで生ごみ処理容器購入者に対し、設置費用の助成を行ってまいりました。さらに、普及促進を図るため、本年度より補助率2分の1を4分の3に引き上げ、普及活動に努めているところでございます。

また、平成12年の循環型社会形成推進基本法において3Rの考え方が導入されておりますことから、新治地方広域事務組合とも連携を図りつつ、わかりやすい情報の発信に心がけてまいります。

今後につきましても、ごみの減量化・資源化を推進し、かすみがうら市における循環型社会形成の実現に向けて努めてまいります。

次に、同2番、現有施設の延命（長寿）化と新治地方広域事務組合についてのご質問にお答えいたします。

新治地方広域事務組合環境クリーンセンターは、平成7年の建設から20年以上が経過しております。3年ごとの精密機能検査報告書では、稼働年数を考慮し、施設の更新、長寿命化のいずれ

かを検討しなければならない状況であるとの総合所見でございます。

本市単独で現有施設の長寿命化を行う場合、国の要件であります人口5万人、または面積400平方キロメートルを満たしておりません。市長就任の平成26年7月当時、国・県の指針により、新治地方広域事務組合の構成市である石岡市や土浦市が先行して広域化や長寿命化を検討するなど、独自の歩みを進めてきておりました。

そのような状況のもと、本市におきましても、ごみ処理の広域化により、循環型社会形成推進交付金、震災復興特別交付税の活用が見込まれ、市の財政負担の軽減、建設後の維持管理費の軽減等に寄与するものと考えております。

今後におきましては、ライフサイクルコストの観点から、交付金を含めた広域化を生かしたメリットの享受、将来における運営費削減に努めてまいりたいと考えております。

次に、平成31年度で協定期限を迎えます新治地方広域事務組合のその後についてのご質問でございますが、新たな広域ごみ処理施設につきましては、平成32年度竣工に向けて、現在準備が進められているところでございます。平成32年度以降の新治地方広域事務組合の協議等につきましては、各構成市の進捗状況に合わせて協議していくこととしておりますので、構成市との協議が調いましたらご報告してまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

市長公室長 木村義雄君。

[市長公室長 木村義雄君登壇]

○市長公室長（木村義雄君）

2点目、公共交通網計画の期間中の当面の対策についてお答えいたします。

昨年度におきまして、市地域公共交通網形成計画を策定しているところでもございます。この計画は、地域にとって望ましい公共交通網の姿を明らかにするマスタープラン、いわゆる基本計画の役割を果たすもので、地域の取り組みが計画的に進められることで、持続可能な地域公共交通網の形成が図られることを目的としております。

計画の内容といたしまして、10項目の施策を掲げ、計画期間は平成32年度までの5カ年間において取り組みを進める予定としておりますが、今年度におきましては、この計画の実施計画に当たる地域公共交通再編実施計画の策定作業を進めているところでもございます。この再編実施計画では、基本計画で掲げた施策のうち、重点プロジェクトとして位置づけをしました施策を中心に、具体的な検討を進める予定でおります。

この内容でございますが、神立駅アクセス路線の新設、霞ヶ浦広域バスの拡充、デマンド型乗り合いタクシーの再編、交通結節機能向上として公共交通との連携を図るとしてございます。本市の公共交通の課題解決による新しい交通体系の構築に向けた取り組みとしております。早ければ、来年度の後半から実証運行を行うなど、再編に向け事業を展開してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

市民部長 根本一良君。

○市民部長（根本一良君）

それでは、3点目1番、国民健康保険税の引き下げについて改めて問うとのご質問にお答えいたします。

当市の均等割額は県内で何番目に高いかでございますが、当市の均等割額は、医療分が2万2000円、後期高齢者支援分が8,000円、介護分が1万円となっております。平成27年度の状況ですと、医療分と後期高齢者支援分を合わせた額が3万円となり、県内で高い順で7番目となり、さらに介護分を合わせますと4万円となり、県内で12番目ということになります。また、保険料についてですが、平成26年度における1人当たりの調定額は9万4091円で、県内で高い順で15番目となっております。

なお、国の支援金を活用しての保険税の引き下げということではありますが、平成26年度と平成27年度の保険基盤安定繰入金、支援分でございますけれども、比較しますと、国・県分合計で4000万円の増額であり、4月1日の被保険者数で割り返しますと、約3,200円の影響額となります。しかしながら、平成26年度の1人当たりの療養諸費用額は30万9149円で、県内で6番目に高く、1人当たりの保険給付費は伸びており、一般会計から赤字を繰り入れている状況に変わりはありませんので、現段階で保険税の引き下げを行うことは難しい状況と考えております。

3点目2番、国民健康保険について、国保加入者の無保険状況について現況を問うにお答えいたします。

平成28年3月末の国民健康保険被保険者証交付状況ですが、未納のない世帯が6,051世帯、1万484人で、未納のある短期被保険者証世帯が928世帯、1,698人です。そのうち、前年度に未納があり、有効期限が6カ月となっている世帯が371世帯、679人、前年度以前にも未納があり、有効期限が1カ月となっている世帯が557世帯、1,019人です。そして、宛てどころなしで16件、不在などの受け取り期間経過による返戻が150件ありました。その後、再通知等を行い、38件を窓口で交付しております。短期被保険者証の交付状況を前年度と比較しますと、6カ月、1カ月合わせての数が2,009世帯、372人減少しております。

4月当初は全ての被保険者へ保険証を発行しておりますので、保険証がないという方はおりませんが、未納の解消が図られませんが、分納などの納付をいただいた上で保険証の交付となります。また、4月末の時点で、有効期間1カ月の短期被保険者証の方で、未更新の方が337世帯、453人となっております。未納により更新手続きが行われていない方についても、急な病などの場合においては、納付状況を問わず、随時、短期被保険者証を発行するなどの対応をしております。

短期被保険者証については、税の公平・公正の観点からも必要な措置であるというふうに認識いたしております。今後とも納税相談などを通して、それぞれの状況に合った対応を心がけてまいりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

次に、4点目2番、総合的な子育て支援について、中学卒までの医療費完全無料化についてのご質問にお答えします。

医療福祉制度については、必要な医療を容易に受けられるようにする目的から、ゼロ歳から中学生までを対象とした小児医療福祉費を子育て支援策として位置づけ、事業を行ってきたところ です。

中学生までの医療費無料化については、平成28年3月に茨城県医療福祉対策要綱等の改正が行われ、ゼロ歳から中学3年生までを対象とした小児及び妊産婦医療福祉費の所得制限額が引き上げられることから、当市の医療福祉費支給に関する条例の一部改正を今議会に上程させていただいているところであります。

具体的には、これまで所得制限額が393万円であったものが622万円に、扶養1人当たりの加算額が30万円であったものを38万円に引き上げるものであり、この所得制限引き上げにより、県の試算でも、おおむね9割の方が受給対象になると見込まれております。

今回の改正に伴う小児及び妊産婦の医療福祉費については、県補助分、市単独分の外来自己負担等の市負担増額は1年間で約1000万円と見込まれ、また、中学生までの完全無料化の財源については、今回の改正に妊産婦も含まれたことにより、約4200万円が必要になると見込まれます。今回、対象者の拡充が図られることとなりますが、中学校卒業までの医療費の完全無料化、高校生までの医療費無料化拡大については、財政健全化を進めている中、市単独での完全無料化は厳しいと考えております。今後も県補助拡大に向けて要望を続けていきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

保健福祉部長 金田克彦君。

[保健福祉部長 金田克彦君登壇]

○保健福祉部長（金田克彦君）

佐藤議員、4点目1番の中で、さくら保育所の設置場所がなぜ借地になっているのかについてお答えいたします。

現在のさくら保育所が借地での整備に至ったことに関する経緯につきましては、調査をしましたが、交渉記録などがなく、不明でございますが、当時の第三保育所、現在の稲吉ふれあい公園でございますが、その同一敷地内での建設するスペースや、また、同一敷地内での建築工事を行うことによる児童への危険性など、さまざまな課題を考慮した中で、十分な保育業務を運営することを念頭に近傍での建築を考え、現所在地に平成4年に建築をしまして、平成5年に開所されたものと考えられます。

また、土地の購入は、現有地及び周辺の地価額がまだ当時は高く、財政的にも購入が難しかったのかなというようなことで考えられます。

以上、ご理解のほどよろしくお願いたします。

○議長（藤井裕一君）

教育部長 飯田泰寛君。

[教育部長 飯田泰寛君登壇]

○教育部長（飯田泰寛君）

私からは、4点目3番、就学援助制度の活用状況についてのご質問にお答えいたします。

これまでも議員からは、たびたび就学援助制度についてのご質問をいただいておりますが、子どもたちが安心して就学できるよう、対象となります保護者の皆様にこの制度を活用していただきたく、ホームページへの掲載、児童・生徒全家庭へのチラシの配付、新入生の保護者説明会な

どにおいて概要を説明するなど、制度の周知に努めまして、利用の促進に努めているところでございます。

申請数の前年度比較とのお尋ねでございますが、28年度申請は所得が確定します6月以降ということでございますので、現在集計ができておりません。また、過去10年とのお尋ねでございますが、データとしては平成19年度以降分しか持ち合わせておりません。申しわけございませんが、ご了承をお願いいたします。

平成19年度の利用状況ですが、要保護8名、準要保護120名、合わせまして128名の認定で、全児童・生徒数に対する割合は3.44%でございます。その後は、20年度から27年度まで、割合だけ申し上げますと、3.51、3.75、4.61、5.37、5.37、4.53、4.58、4.69という状況でございますが、減少した時期もありますが、総じて増加傾向にあるかと思えます。

続きまして、3月にお答えした慎重判断の件に関してでございますが、入学前に早期支給する場合は、確定申告書の写しを遅くとも2月末には提出していただき、暫定的に所得判定をした上で決定する方法もあろうかとは思いますが、この場合、認定の最終確定をするためには、前年の所得が確定する6月に再度申請していただくという、いわゆる二度手間の問題が生じてまいります。仮に転出であるとか所得変更というような事態になってしまいますと、今度は返還を求める、そういう事態ともなってまいります。このようなことが、導入市町村が少ない理由ではないかと見ております。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

上下水道部長 堀口家明君。

[上下水道部長 堀口家明君登壇]

○上下水道部長（堀口家明君）

5点目1番、当市の水道事業計画と県マスタープランとの整合性についてのご質問にお答えします。

水需要予測の比較につきましては、茨城県長期水需給計画は、1人1日当たりの最大給水量が平成32年で450リットル、同年度の本市の水道ビジョンでは362リットルとなっております。長期需給計画が88リットル多い予測となっております。

長期水需給計画の見直しにつきまして、県に確認いたしましたところ、平成25年予算特別委員会において、橋本知事が計画の見直しは行わない旨の答弁を行ったとの回答でありますことから、予測の差は是正されないものと判断しております。

また、本市の自己水源であります地下水の採取につきましては、茨城県地下水の採取の適正化に関する条例に基づく県の許可が必要となっており、採取量が定められております。このことから、地下水以外に自己水源を持たない本市は県上水の受水も必要であることから、実施協定の変更につきましては、慎重に対応する必要があると考えております。

続きまして、5点目2番、上下水道部が今後目指す方向性についてのご質問にお答えします。

下水道事業につきましても、民間的経営手法を導入すべきとの考えのもと、平成32年4月からの公営企業化を目指しております。このことから、既に公営企業会計を取り入れている水道事業と組織を一体化したことによって、下水道という公共性の高い事業に一層の企業性を発揮させ、

経済性・効率性を最大限に高めて事業経営を図ることとしています。

また、組織統合による市民サービスの向上等を図りながら、ライフラインの機能強化及び公営企業として効果的・効率的な運営を目指してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

それでは、再質問をいたしますが、私はこれまで、かすみがうら新聞というものを出しまして、定例会ごとに皆さんに広報をしてまいりました。

まず第1に、これは平成26年の第4回定例会、このときですが、新たな無駄遣い事業が急浮上、広域ごみ処理施設建設問題ということで、坪井市長が広域ごみ処理施設建設に意欲的だというふうに書いて、いわゆる石岡、小美玉、かすみがうら、茨城町、これが平成33年、2021年に供用開始するんだというような、そういう流れが出ているということを指摘して、私は、建設先にありきは問題だと、現有施設の改修で十分だと。それは、環境省が、ごみの焼却炉の耐用年数は一般的に20年だが、建物は50年程度耐用年数であり、各種の設備機器は補修すれば健全度を回復することができるというふうに述べていることを指摘しております。

特に、この広域ごみというのは何回か、坪井市長が市長になって、広域の新治広域事務組合のときにも質問いたしました。特に、常陽新聞の記事が2014年8月28日付で、かすみがうら市が復帰したということについてただしましたが、これについては全くまともな答弁をしなかったんですね。現時点で、新聞記事のような新施設の設置場所やスケジュールは決定事項ということにはなっていない。決定事項以外の具体的内容を掲載されており、情報の発信元が不明な状況だと、こんなことを言ったんですね。

とんでもないことですよ。私は、この常陽新聞の記者にも確認しましたし、当時今泉さん、副管理者でしたが、彼もまともに答えなかった。こういうふうに、もう既に私が広域事務組合のときにこの問題をただした。しかし、それについては答弁を避けている。こういう姿勢は、いわゆる広域ごみ処理問題が全市地域に十分に知らせていないという問題があるわけですね。

これは、私は、このごみ処理施設の建設の問題についても厳しく批判したわけでありまして。私はこういう問題があるよということで、昨年1月に市議会議員の選挙があったので、この問題をテーマにして、無駄なこういう広域ごみ処理施設建設は必要ではないというふうに言ったわけですね。ところが、この問題を指摘したのは私だけだった。坪井さんだって、市長選のときには何もおっしゃらなかったでしょう。いかがですか。

○議長（藤井裕一君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

お答え申し上げます。

市長選におきまして、正式な公約としてごみ処理は入れておりませんでした。話題として出していたことは記憶いたしております。

○議長（藤井裕一君）

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

話題というのは、前議会で指摘したでしょう。話題じゃなくて、ああいう坪井さんを応援しているグループが出したチラシじゃないですか。その前に、岡崎議員が6月の定例議会で、いわゆるシナリオが全部準備されたような一般質問をやったわけでしょう。そして、それを決議を上げた。これは政争の具にするなというふうに私が言って、ところがそれがチラシになって、政争の具になったということでしょうよ。

ただ、私が言っているのは、あなたが公約もしないのに、そういうことがあったというふうに白々しい答弁をするから問題なんですよ。じゃなぜ、ああいう広域の事務組合のときに、私の質問にまともに答えないでいたんですか。

○議長（藤井裕一君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

正確な記憶は覚えておりませんが、答えなかったということは、正式にまだ決定していなかったものだというふうに思っております。

○議長（藤井裕一君）

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

正式に決定したら遅いじゃないですか。正式に決定したらもう、広域ごみ処理場建設ありきで議決して、そして市民に押しつけるということになっているんじゃないですか。

これ、ごみ問題というのは、何回も言いますが、市民が協働して、ごみの減量化とか資源化とか、どうするかということをおもひで考えなきゃいけないんですよ。特に土浦なんかは、長寿命化をやりながら、前にも指摘しましたが、生ごみをメタンガス化する、あの日立セメントのところでそういう生ごみを有効活用する、こんな取り組みをやっていることも紹介しましたでしょう。ところが、そういうことも全く考えていないというところに、私は問題があるというふうに思うんですよ。

組合の加入の問題についても、広域ごみのあり方が十分に議論されないままになっているということを私は指摘しました。そして、この背景にアベノミクスがありますよと。特に大手メーカーが、プラントメーカーです。このプラントメーカーが実際には、このごみ処理の施設を修繕していく、取りかえていく時期、こういうところでいろんな問題があって、いわゆるごみ焼却メーカーの談合体質も告発したわけです。ですから、私はそういう、市民に十分に知らせないままでやるのが問題だというふうに言っているわけです。

それから、これは、ごみの減量・資源化に対する問題については、ごみ焼却、これを発電計画、ごみを燃やして発電する、サーマルリサイクルという名前でプラスチックまで燃やしちゃう、これでは減量化にならないよというふうに言ったけれども、実際には市長は、熱源に変えるのは別に特別問題ないというふうに言ったわけでしょう。ところが、ごみ発電の背景に、廃棄物メーカーの、いわゆるプラントメーカーが、ごみの収集・広域化推進による高効率廃棄物を発電施設に転換するという、こういうのを国に要望していたわけですよ。こういう背景がある、そのことも

指摘したわけですね。

それで、いわゆる長寿命化について十分に検討もしないで、新治広域事務組合の環境クリーンセンター、これをお払い箱にするのかというふうに言っても、まともに答えていないじゃないですか。平成31年度まではこのままでいくよというふうに言っただけだと思うんですね。

それから、新たに高効率ごみ発電については、これは、いかに燃やして、ごみ発電をするとすると、ごみが足りなくなると。これは、ひたちなか、東海のあの現地の声から、そのことを紹介したわけでしょう。ごみ問題の解決にならないわけですよ。

この問題があつて、私は、住民に知らせなきゃいけないということで住民アンケートをとった結果、3市1町による新たな広域ごみの処理建設については、現有施設、これを改修すればいいというのが82%。132億円、賛成だというのは7%。それから、建設の是非は住民投票で問え、この問題についても市民にアンケートを独自にやりましたら、賛成が73%あったわけでしょう。こういうふうな広報活動を全くしていないじゃないですか。

まず、広域で進めるかどうか、議会で決める前に、一体市民にどれだけ知らせましたか。

○議長（藤井裕一君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

先ほどお話ししましたように、市として決定いたしましたから、当然これは行政だけでできるものじゃありませんから、最終的には議会のご判断をいただいたわけでありまして、その間、さまざまな形で知らせてきたつもりで私はおります。決して、最終的には議会の皆さんの了解を得られなければならない事業でありますので、そういう点につきましては、広報しながら、説明をしながら、ご理解をいただきたいというふうに考えております。

○議長（藤井裕一君）

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

質問に答えていませんよ。広報していないでしょうと。議会でみんな、どの議員も、私を除いて、広域ごみの問題については何ら触れていないんですよ。あなたも触れていない。そして、去年の3月に議決して、押しつけているんじゃないかと言っているんですよ。その前にきちっと広報したかという質問に答えていないじゃないですか。

今だって、私は一生懸命やって、こういうふうに応答していますが、私が配りながら対面すると、なかなかこの問題を、説明して初めてわかる、こういう現実があるんですよ。ごみは日常の問題じゃないですか。だから、私は強くこれを指摘しているわけでありまして。

このごみの問題については、特に90年代の建設施設が建てかえる時期になった。1990年にダイオキシン対策ということで全国に集中整備された焼却炉が建てかえる時期になる。特に、環境省の資料によれば、2015年度予算案の説明資料を見ますと、全国1,188施設のうち、約半数が築25年を超えて、15%が278ですが、30年を超えている。こういうことで、築20年あたりから大規模改修、延命化の措置が必要になって、30年程度で建てかえる時期を迎えるのが多いと。それで、多額の予算確保や立地などの調整を伴う、こういう建てかえの話は、その前の5年から10年前から行政内部で議論が始まっていると。

私たちは、市民も私自身も、議会議員である私も、もう既に1998年当時から国が、大型で広域化をなさい、それに指示を出して、県がその10ブロックの中で広域化の枠組みを決めた、こういう流れになっていたわけでしょう。そして、事務レベルでどんどん、審議というか検討を重ねていたわけじゃないですか。水面下です。全く住民はわからないままです。

ところが、これが急に明らかになるということ自体が問題だということなんです。建てかえる、そして大規模改修する、これは逆に、ごみ減量の推進の絶好の機会だということなんです。そのごみをどうするか。私が前回強調しましたように、広域化先にありきじゃないんだよ。2000年の、いわゆる循環型社会形成推進法、この法律は、3R、特に2Rが重要だというふうになったわけじゃないですか。焼却炉優先じゃないというふうに強調したわけですよ。

そもそもごみ問題の解決は、何回も言いますように、焼却炉中心じゃないんですよ。いろんなごみの減量をしている取り組みが、土浦を紹介しましたが、山形の長井市というところでも、住民と自治体が協働によって、ごみの減量と資源化を図りまして、農業の発展と結びつけることに成功して、生ごみ処理がまちの活性化の原動力になっているんですよ。

こういう農業も復興させるという、優良な農産物の育成に大いに貢献している。さらに、鹿児島、大木町はもう既に皆さんに、このパネルですが、大木町は生ごみでしょう。紙おむつまできちんと分別する。今、こういう紙おむつが普及していますので、こういうものも生ごみも全てやっているんですね。これがやっぱり大事なことなんです。土浦もやっていますよね。それから、この前、湖北環境衛生組合の見学会があって、私は行けなかったんですが、ここでは給食の残渣を生ごみとして利用している。ご存じでしたか。

○議長（藤井裕一君）

暫時休憩します。

休 憩 午前11時10分

再 開 午前11時21分

○議長（藤井裕一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

発言の訂正がありますので、発言を許します。

市民部長 根本一良君。

○市民部長（根本一良君）

訂正させていただきたいと思います。

内容は、短期被保険者証の交付状況を前年と比較しますと、6カ月、1カ月合わせての数が二千幾つと言ったらしいんですが、209世帯で372人減少しておりますということで、訂正をお願いいたします。

以上です。

○議長（藤井裕一君）

それでは、答弁を求めます。

市長 坪井 透君。

暫時休憩します。

休 憩 午前11時23分

再 開 午前11時23分

○議長（藤井裕一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

湖北環境衛生組合の堆肥化のことかと思えますけれども、存じております。できたものにつきましては、無料で地域の方々に配っているという話はお伺いしております。

○議長（藤井裕一君）

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

こういうし尿処理と、それだけだと堆肥化できない。給食の残渣をまぜてやると、これが堆肥化できるということで、給食の残渣400キログラムをコンポストにするというふうな形で、「大地のいぶき」という粒状の肥料にして利用しているそうです。これは需要が多くて、3カ月待ちだということになっているんですね。

ですから、私が言いたいのは、生ごみもそういうふうなやり方をとれるでしょうと。とにかくパブリックコメントの中だって、生ごみについては全く家庭の責任にしているんですよ。家庭がやることだと。だから、環境経済部長も言ったでしょう。コンポストか何かですか、その分を補助していますというふうなやり方だけです。やはり行政も本気になって取り組むという形でやらなければ、話にならないということですね。

これは、ごみは燃やしても減量につながらないという非常におもしろいパネルなんですね。これは、茨城町の山井宗秀さんという方が作成しまして、提供を受けたんですが、この中では、とにかく今のごみの問題については、燃やせば減量できるというふうに思っているというのは、あくまでも錯覚だと。焼却前と焼却生成物の合計は質量は同じだと、質量保存の法則、これがあるわけですね。特に、焼却すれば減量できるということは、煙突から排出される分を無視して、焼却残渣にのみ注目しているからだということですね。

事実、環境省の資料によれば、一般廃棄物では79%が、産業廃棄物では58%が大気に放出されている。逆に焼却残渣は、それぞれ21%、42%という数字だそうです。焼却してもそれほど減量にはつながらない、こういうことなんですね。特に、焼却は化学反応なので、焼却しますと、焼却炉内の化学反応が複雑、ごみの種類やその成分の組織が時々刻々変動するので、事実上制御不可能であると。焼却は有害な物質をつくり出す悪魔の物質変換作業にほかならないと、こういうふうには指摘しているんですね。ですから、ごみを燃やして新たな有害ごみをつくる。

今、地球温暖化の問題があります。こういう中では、できる限り焼却をしない。ごみは出すもの、燃やすもの、そして最後は埋めるものという、そういう社会通念を払拭して、ごみをふやさない社会を構築するというのが、住民と、それから行政と、そして市民グループが協働で取り組むということが求められているということなんですね。

そういうことで、何か燃やしてしまえば解決するような、目の前から物がなくなればいい、こ

れでは大量消費、大量廃棄という、こういう今までの概念から抜け出していかなきゃいけないというふうに思うんですね。

実はこれ、新治広域事務組合の収集カレンダーですが、これも私は初めて気がついたんです、指摘を受けたので、教えていただいたので。いわゆるペットボトルというのは1なんですね。そのほかは、プラスチック容器とか発泡スチロールとかカップラーメンとかシャンプー容器、その他、それは2、3、4、5、6、7というふうに細かく分けて、これもプラごみのような形で収集できるということになっているんですね。

そういう意味では、新治広域事務組合も非常にいい取り組みをしている。ところが、一方では、こういうことをやっていないでしょう。霞台厚生施設組合も、茨城美野里組合ですか、あれもやっていないんですよ。そして、プラスチックを燃やしてしまったら、今言った質量の法則、それと、有害な物質がどんどん発生する、地球温暖化にも反するという三重悪になるということなんですよ。これが今大事なことだというふうに思います。

これもびっくりしたんですが、世界のごみの焼却施設の3分の2、7割とも言われていますが、この小さい国で、何と焼却施設が7割もあるということがインターネットでも出ています。これは一資料であります、日本が焼却炉の数が1,893、アメリカが168、フランスが100、イタリア51、ドイツ51。こういうふうに焼却炉、日本は小さいものまでどんどん燃やしちゃうという、そういう文化になってしまっていると。ですから、これは、やはり考え方を変えていかなければならないというふうに思うんですね。

加えて、震災復興特別交付税の問題については、当初はなかったでしょう、この話は。いつから出ましたか、震災復興特別交付税については。これは、議会在決議して、そして、霞台厚生施設組合になってからじゃないですか。どうですか。

○議長（藤井裕一君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

広域ごみ処理場の補助の事業につきましては、当初、循環型の交付金でやる予定でございました。途中から、そういった有利な支援策もあるということで、震災復興特別交付税という名前だと思いますが、そういったこともあわせて計画の中に入れていこうという、そんなことで、途中からそういったものを加えたものだというふうに理解いたしております。

○議長（藤井裕一君）

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

あと、霞台厚生施設組合の全員協議会でも、周辺整備とか、それから施設の移転の問題とか、あとはメーカーに尋ねて、実際にはあの場所は狭いんだ、周辺の道路の整備もやらなきゃいけない、中継ステーションも跡地を利用してやる、どこまで膨れ上がるかわからない。そして、解体費用については、今後研究します、調査しますという話でしょう。

解体費用は、私が前に指摘したように、龍ヶ崎塵芥組合の中では、大変な環境を保たなきゃいけないということなので、トン当たり2000万円かかるわけですよ。そうすると、簡単に積算したって、3つの施設を解体するには膨大なお金がかかる、これが全然見えていないんですよ。全

体像が明らかにならない。これでは、どこまで膨れ上がるかわからないというものじゃないかというふうに思うんですね。

実際には、これは市民オンブズマンで、ごみ焼却炉談合の住民訴訟の一覧です。ここに日立造船を初め、かなり日立造船が談合の対象になっているんですね。私が指摘しました新治広域事務組合も日立造船、そして霞台厚生施設組合も日立造船。

今、新たにわかったのもあるんですね。これはどういうことかという、朝日新聞の5月3日付に、「静脈産業 東南アジアへごみ処理・リサイクル、大手が進出」、こういう記事があったんです。静脈産業というのは、製品を供給する製造業を動脈に例えるのに対して、産業廃棄物や使い終わった製品などをリサイクルしたり、負荷が少ない形で自然に戻したりする産業を静脈に例えた呼び名だというふうに言っているんですね。ここでもかなり海外に進出しているということが言われています。

それと、これも実際には、台湾で受注している中身は、実際の価格と比べると4分の1ぐらいでやっているというのが実態だということなんですね。これは、同じように、日立とか下妻とか阿見なんかでも、ごみ焼却炉の談合問題で提訴したという事実もあるわけです。

いずれにしても、徹底したごみの減量化・資源化、これを図りながら、今の焼却炉の延命化を図ることが必要なんですね。頭からやらないというふうに言っていないよと言っていたが、全く検討していないんじゃないですか。そのことについてちょっと、市長。

○議長（藤井裕一君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

現在の新治から霞台に移行するに当たりましては、やっぱり、例えばランニングコストの問題とか、それから当然、新治単独ですと……

[佐藤議員「検証していないでしようと言っているの」と呼ぶ]

○市長（坪井 透君）

そういったものを含めて……

[佐藤議員「何もやっていないでしよう」と呼ぶ]

○市長（坪井 透君）

いや、そんなことございません。

そういったことで、コストの問題等も含めて、概要ですけれども、比較した中で判断をしたというふうに考えています。

○議長（藤井裕一君）

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

時間がありませんので、さくら保育所のほうの問題にいきたいと思います。

市長は今回、さくら保育所の問題について、合意形成に至らなかったけれども、今回閉所を決めたというふうに、苦渋の決断をしたと言いますが、保護者会が逆に苦渋の決断を迫られているんですよ。ですから、保護者の会の皆さんが臨時総会を開いて、そして署名活動に取り組まざるを得なかった。

今、請願が出ていますが、この1300という、こういう請願について、市長はどう思いますか。

○議長（藤井裕一君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

保護者の皆様方の請願につきましては重く受けとめ、待機児童が出ないような形で今後対応してまいりたいというふうに考えています。

○議長（藤井裕一君）

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

公約違反だという認識はありますか。

○議長（藤井裕一君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

保護者の皆様方から前任者時代に請願が出ていた内容も伺っておりますので、そういった内容を十分に加味した形での猶予期間をとって、今回閉所に向けたわけでございまして、その点につきましては、私は公約違反だというふうには考えておりません。

○議長（藤井裕一君）

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

公約違反ではないと。だって、きちっと合意を得た段階でやるというふうに言っているわけじゃないですか。特に、平成25年9月25日には、市立さくら保育所の維持継続を求める意見書を市議会が議決しているんですね。このときには、保育を受ける権利を尊重し、市長及び執行部のみで廃止時期を決定するのではなく、現在入所している保護者の合意に基づき、廃止の時期を合意形成することと書いてあるんですよ。そして、新設される民間の保育所については、応募する保護者の不安を解消する観点から、詳細な説明を丁寧に行い、説明責任を果たすことと。3番目が重要なんです。仮にさくら保育所の設置管理条例を提案する場合、この時期については、上記2点が合意形成された後に提案することとなっているんですよ。そういうことが認識されていないで、公約違反でないという言い方は、余りにもひどいんじゃないですか。政治家として最大の裏切り行為だと私は思います。

特に、公約を信じていたという父母の会の皆さんがいます。そして、市側が7割というアンケートの制度を見直しているのかと、それでも合意というのかと、こういう声です。現市長が苦渋の決断をなさったならば、閉所に向けての5年の定義を、なぜ前市長時代からの年数にカウントしたのか。現市長が判断なさったそのときから5年をスタートにするべきだと、こういうふうにも言っています。

市側はこの閉所の問題で、現状2年後の対応を考えているのか。こういう問題が出されていますが、これについてはどういうふうに思いますか。

○議長（藤井裕一君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

保護者の皆さんにとっては、子どもさんが保育所にいるわけでありますから、ご苦勞も多いと思います。それを私どもは、閉所に当たっては不安を取り除いて、そして待機児童が出ないような形で、万全を尽くして閉所に向けてやっていきたいというふうに思っております、その点につきましては、ご理解をいただきますようお願い申し上げたいと思います。

○議長（藤井裕一君）

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

意見書も無視するという立場ですよ。今、借地の問題についても回答がありませんでした。副市長、当時現役の職員だったと思いますが、なぜさくら保育所が借地だったかというのをご存じじゃないですか。

○議長（藤井裕一君）

副市長 横瀬典生君。

○副市長（横瀬典生君）

私は、その内容については承知しておりませんが、先ほど福祉部長からお答えしているようなところは、想像するところだというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

わかぐり保育所は、当時議員だった方の土地を購入しましたよね。どうですか。

○議長（藤井裕一君）

副市長 横瀬典生君。

○副市長（横瀬典生君）

わかぐり保育所は、借地ではなかったかというふうに理解しております。現在は市の所有だとは思いますが、当時の話としては、借地ではなかったかなというふうに理解しているところです。これは定かではありませんで、調べないとちょっとわかりませんが、そういう状況だと思います。

○議長（藤井裕一君）

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

いずれにしても、これは議員さんが絡んでいるという問題まで、情報としては来ております。

いずれにしても、どうしても言わなくちゃいけないことが山ほどあるので、非常に困っているんですが、保護者に対する回答がありますよね。この中で問題なのは、さくら保育所になっていた乳児保育をわかぐり保育所に新たに受け持つことができると思いますということがありますが、これは議会に話をしていますか。

○議長（藤井裕一君）

市長公室長 木村義雄君。

○市長公室長（木村義雄君）

お答えをさせていただきます。政策的な部分でのお答えになると思いますが、閉所の中で、いかに公としての責任を行っていくかという点で、内対的にはそういう考えをしているところでもございます。

○議長（藤井裕一君）

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

質問に答えていないんですよ。議会に全く説明していないでしようと言っているんだよ。さくら保育所の保護者会にそんな話を出したんでしよう。

○議長（藤井裕一君）

時間です。

11番 佐藤文雄君の一般質問を終わります。

暫時休憩します。

休 憩 午前11時45分

再 開 午前11時46分

○議長（藤井裕一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、発言を許します。

15番 矢口龍人君。

[15番 矢口龍人君登壇]

○15番（矢口龍人君）

皆さん、こんにちは。

冒頭でございます。4月に発生しました熊本県を震源とする大規模な地震によりまして被災されました皆様に心よりお見舞いを申し上げます。また、お亡くなりになられた方々にも心よりお悔やみを申し上げます。一日も早い復旧・復興をお祈り申し上げます。

それでは、通告に従いまして、一般質問をいたします。

1、本市のまちづくりの主な課題と柱となる有効な施策について。

①地方自治体の共通の課題となっている少子高齢化と人口減少の進行に伴う対策と、並行して地域経済の活性化が求められている中、本市のまちづくりにおける主な課題を明確にした上で、その課題を解決するための施策を精査・選択し、これらの事業に集中して取り組むとともに、積極的に事業を推進することが必要であると思っておりますが、市長の考えをお伺いいたします。

要するに、市の地域経済の活性化のための本市の課題及びまちづくりの柱となる選択と集中による事業推進に対する市長の思い、考えをお伺いするわけでございます。本市のまちづくりの大きな課題と解決する施策として、どのような考えを基本に置いて、選択と集中による事業を展開しようとしているか、市長にお考えをお伺いします。

②国では、新3本の矢として、第1に、名目GDP600兆円するということ、2つ目に、希望出生率1.8の実現、3つ目に、介護離職ゼロにすることの3つの対策、目標を発表されました。一方、本市としては、選択と集中の観点から、3点に絞って目標を定めるとすれば、課題と対策

に対する目標はどのようなものになると考えておりますか。市長のお考えをお伺いいたします。

要するに、本市としての選択と集中の観点から、大きな柱となる3点に絞った施策目標について、どのようなものになると考えておりますか。市長の考えをお伺いいたします。

2、本市の総合計画策定及び本市のまちづくりの柱となる事業並びに地方創生について。

①本市の総合計画策定に当たり、本市の課題を整理し、持続可能なまちづくりを推進するためには、1つ目として、人（人材）、もの（資産・資源）、金（財源）を最大限に生かす工夫と市民参加の仕組みづくり、2つ目として、情報の共有化、3つ目として、行政の透明性の向上、4つ目として、協働の仕組みづくりであると言われております。その考えをもとに、総合計画を策定し、まちづくりの柱となる事業を位置づけることが必要ではないかと思いますが、市長の考えをお伺いいたします。

要するに、持続可能なまちづくりを推進するためには、4つの理念、考えに基づき、総合計画を策定し、本市の課題を解決するための柱となる事業を位置づけ、事業を展開していくことが必要と思いますが、坪井市長の現在策定しようとしている総合計画、ひいては進めようとしているまちづくりの理念、考えをお伺いいたします。

②地方創生事業として位置づけしている筑波銀行、産業能率大学との三者協定内容及び第三セクターの創設に係る事業について、平成27年度の戦略から、本年度は事業段階に移っているとの施政方針ですが、事業内容のポイント及び今後の見通しについて、市長のお考え、見通しをお伺いいたします。

3、本市における新規就農支援及び農業後継者の育成体制並びに農業の将来像について。

①本市における新規就労者支援体制についての現状に対する課題について、市長のお考えをお伺いいたします。

新規就農者については、純粋な新規就農者、いわゆる新規参入組については、農業を営むための基盤がないわけですから、現在の支援体制では2世の後継就農者との支援体制の厚みと変わりがない状態にあります。新規参入の新規就農者に対しては、農地の紹介や農業機械などの支援体制にめり張りをつけて、さらなる支援体制の充実を図ることを必要としていることなど、課題は多いと思いますが、本市における新規就労者支援体制についての現状に対する課題として、市として取り組むには、今後どのように考えておりますか。市長のお考えをお伺いいたします。

②課題に対する積極的な支援体制を整備するとともに、新規就農者のほか、2世農業後継者を含めた育成体制の整備が急務となっていることについての認識について、市長のお考えをお伺いいたします。

地方における急激な人口減少と少子化の進行に相まって、TPPに見られるグローバル化と農業後継者不足など、農業を取り巻く環境は、休耕農地、荒廃した農地が加速してきており、一層厳しくなってきております。現時点で積極的な支援体制に取り組みなければ、手おくれになることは必至です。既存の農家の後継者不足対策としての2世農業後継者の支援を初め、特に新規就労者に温かい手を差し伸べることがぜひとも必要ではないでしょうか。

③本市の農業の将来像について、どのようなグランドデザインを描いているのか、市長のお考えをお伺いいたします。

本市の農業を将来にわたり夢と希望を持って永続的に続けられる環境を整えると同時に、新規

就農者を含めたやる気のある後継者をどのように支援し育てていくか。本市の農業の将来像をどのようにグランドデザインを描いているのか。市長のお考えをお伺いいたします。

4、向原土地区画整理事業に対する支援を求める請願書の今後の対応について。

①平成26年第1回定例会で採択された請願書についての今後の対応について、市長の考えをお伺いいたします。

平成26年第1回定例会で採択された請願書については、組合としても市としても一定の整理ができたことと思いますが、本市としては今後どのような取り組みを行うべきと考えておりますか。市長のご見解をお伺いいたします。

以上、第1回目の質問といたします。

○議長（藤井裕一君）

お諮りいたします。昼食休憩に入りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

異議なしと認めます。

再会は午後1時30分から再開いたします。

休 憩 午前11時55分

再 開 午後 1時30分

○議長（藤井裕一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁を求めます。

市長 坪井 透君。

[市長 坪井 透君登壇]

○市長（坪井 透君）

矢口議員の質問にお答えいたします。

初めに、1点目1番、本市におけますまちづくりの課題と解決するための施策についてお答えいたします。

少子高齢化と人口減少の進行、地域活性化につきましては、まさに全国自治体が抱えております大変大きな課題でありまして、人口の東京一極集中への是正、あるいは人口減少のスピードを穏やかにするため、それぞれの自治体において総合戦略を策定して、実践が始まったところでございます。

本年の施政方針でも触れましたが、本市においても昨年末に、かすみがうら市まち・ひと・しごと総合戦略を策定したところでございます。この中には、若い世代の子育て支援策や新たな仕事・雇用の創出など、さまざまなメニューを用意しております。現在は、国の交付金などを活用しながら、地域振興を図るための事業に着手しているものも一部ではございますが、これからさまざまな分野で調査研究などを行いまして、事業効果などを見きわめた上で、場合によっては一般財源を活用しながら、選択と集中が必要であるというふうに考えております。

次に、2番、課題・対策に対する目標について。

2点目1番、総合計画策定とまちづくりの柱となります事業について。

2番中、筑波銀行・産業能率大学との三者協定につきましては市長公室長から、2番中、第三セクターにつきましては地方創生事業推進担当理事から、3点目1番、新規就農者支援体制については環境経済部長からの答弁とさせていただきます。

次に、2番、支援体制の整備、新規就農者のほか、2世農業後継者を含めました育成体制についてお答えいたします。

議員ご承知のとおり、農業を取り巻く現況は、農業従事者の高齢化に伴う離農の増加や後継者不足などから、農家数の減少、栽培面積の縮小、耕作放棄地の増大など、本市のみならず、全国的に大きな課題となっているところであります。

ご質問の新規就農者及び2世農業後継者の育成支援につきましては、これからの本市の農業振興策として重要な、取り組むべき課題であるというふうに認識しているところであります。新規就農者支援につきましては、特に若い世代の発掘、就農への誘導、その後のフォローアップなどにより着実な定着が図られますよう、希望者との綿密な相談や制度支援に努めてまいります。

2世農業後継者支援につきましては、規模拡大や所得向上を目指す意欲的な方に農業経営改善計画を作成していただきまして、認定農業者への登録など、各種制度を活用した支援に努めてまいります。

次に、3番、本市の農業の将来像についてお答えいたします。

本市の基幹産業であります農業の振興につきましては、恵まれた自然環境のもと、地域の特性を生かしました農産物の生産が行われております。その中でも、本市の主要品目であります稲作や梨、栗、柿などの果樹類、レンコン、サツマイモなどの野菜類などが栽培されております。

農業は本市の基幹産業として位置づけられているところでありますが、先ほどご答弁したとおり、農家数の減少や後継者不足、耕作放棄地の増大など、さまざまな課題があります。本市の今後の農業振興において、魅力ある農業、活力ある農業を目指し、規模拡大を進める意欲のある農業者の把握、育成支援、農業に興味・意欲のある若い世代の発掘による新規就農支援、既存農家の後継者支援、さらには法人化に向けた支援など、さまざまな支援策を講じてまいります。

農業担い手の人的確保とあわせまして、恵まれた農地を最大限利活用するなど、農家の経営の安定・所得向上につながる農業振興策を進めてまいります。

また、農産物の生産から加工・販売といった6次産業化を支援し、付加価値をつけた商品の販売などによりまして、本市の知名度と魅力を全国に発信していきたいというふうに考えております。

次に、4点目、向原土地区画整理組合事業の請願書についてお答えいたします。

向原土地区画整理組合事業に対する支援を求める請願につきましては、議会の採択を得ていることから重く受けとめております。あわせて、組合の早期解散の必要性についても認識しております。

これまで、今後、賦課金徴収や歳出を抑える等、組合の自発的な資金計画への自助努力を行いまして、最終要望額が確定されてから判断をしたい、そのときは議会の総意も条件としたいと答弁しております。

現在、組合員から、解散に不可欠な賦課金徴収を進めているというふうに伺っているところで

ありますが、組合側におきましても、最終要望額を確定させられる段階じゃないというふうに思われます。今後、組合のさらなる努力に期待をいたして、現時点では静観したいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

市長公室長 木村義雄君。

[市長公室長 木村義雄君登壇]

○市長公室長（木村義雄君）

1点目2番、国が発表している新3本の矢を当市に置きかえた場合に、どのような目標になるかというご質問にお答えいたします。

1つには、国は名目GDP600兆円として、女性や高齢者、障害者の雇用拡大、地方創生の本格化を目指しているところでもあります。創生総合戦略に掲げたアクションプランを着実に実施していくことが、本市としても重要であると考えております。

2つは、今年度は総合計画の策定を進めており、議員にも審議会等でご議論をいただいているように、広く市民からのご意見を取り入れて、具現化を図っていきたいと考えております。今後の社会情勢を見据えた希望に満ちあふれた計画となるよう、策定を進めていきたいと考えております。

3つとしては、昨年度人口ビジョンを策定し、人口の将来の展望が厳しい状況となっていることを再確認いたしました。人口の将来の方向性としては、安定した雇用の創出、交流人口の増加とUターンの促進、若い世代の結婚・出産・子育て支援、安心な暮らしを守り地域連携と定住促進への取り組みの4つの方向性を大きな柱としているところでございます。こういった方向について推進をしていきたいと考えております。

2点目1番の本市の総合計画につきましては、今年度で第1次の計画期間が終了となることから、平成29年度を初年度とする第2次計画の策定につきまして、現在、市の内部組織といたしまして策定委員会を設置するとともに、計画の諮問機関であります審議会への諮問を行うなど、作業を進めているところでございます。

また、市民まちづくりアンケートやまちづくり会議などにより、市の行政運営に対する評価や要望の調査、直接の意見や考えをこれまでも拝聴してまいりました。基本構想の素案が整理され、既にお示しをさせていただいているところでもあります。精査をいたしまして、改めて議案として提案をさせていただく予定で進めております。

現在、具体的な作業といたしまして、基本計画の策定作業に取りかかるところでございますが、実質的な施策となりますので、いろいろなご指摘の内容を踏まえまして、計画策定を進めてまいりたいと考えております。

ご質問のうち、三者協定に関しましてお答えいたします。

先日の櫻井議員にもお答えをさせていただきましたが、この協定は本年1月26日に締結をしたところでございます。三者の相互連携によりまして、それぞれが保有する資源や情報を有効に活用し、本市の地域活性化及び産業能率大学の学生の研修、人材育成に寄与することを目的としております。この目的達成のために、市の認知度の発信や地域資源の活用、人材の育成に関しまし

て、これまでも事業を展開しているところでもあります。

その中で、イベント等における連携協力はもとより、産業能率大学からの地域資源の活用に関する企画のご提案をいただき、これに基づく事業の実現化に向けた取り組みを進めているところでもございます。今後ともご支援をいただきたいというふうに思っているところです。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

理事 板垣英明君。

[理事 板垣英明君登壇]

○理事（板垣英明君）

それでは、私のほうからは、2点目2番、第三セクター創設に係る事業内容と今後の見通しについてお答えいたします。

第三セクターである株式会社かすみがうら未来づくりカンパニーの事業内容としましては、この7月より、本市が誇る観光資源を組み合わせたサイクリングプログラムの提供と、地産の農水産品をふんだんに使った料理を提供するレストラン及び地域の農水産品を直売するマルシェ等の運営開始を予定しております。また、それとあわせて、新会社の事業展開に関する市内外の認知度・注目度を高めるため、マスメディアやソーシャルメディア等を活用した集客活動にも力を入れてまいります。

このように新会社は、まずは首都圏からの観光誘客を重点的に行ってまいります。以降の展開としましては、単なる観光誘客にとどまらず、サイクリングプログラムやレストラン事業を通じて得られましたユーザーの反応等を考慮しながら、地域資源を活用した商品開発を進め、これをEコマース等により首都圏の消費者に売り込むという地域商社的な販路開拓事業も行ってまいります。

なお、以上の事業を推進するに当たり、新会社は、これらの取り組みを同社単独で進めるのではなく、観光協会を初めとする地元関係機関ともしっかりと連携・協調することで、観光DMOとしての機能を発揮し、地域を挙げたかすみがうら市ブランドの確立に努めてまいりますので、今後ともご協力のほどよろしく願いいたします。

以上です。

○議長（藤井裕一君）

15番 矢口龍人君。

○15番（矢口龍人君）

ご答弁ありがとうございました。

それでは、再質問させていただきます。

大きな1番の……

○議長（藤井裕一君）

暫時休憩します。

休 憩 午後 1時44分

再 開 午後 1時44分

○議長（藤井裕一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

環境経済部長 田崎 清君。

[環境経済部長 田崎 清君登壇]

○環境経済部長（田崎 清君）

3点目1番、本市における新規就農者支援体制についての現状に対する課題についてお答えいたします。

新規就農者支援体制につきましては、市と土浦地域農業改良普及センター等、関係機関との協力・連携・情報共有のもと、就農に意欲のある方々への相談支援及び国の給付制度であります青年就農給付金の活用を促し、就農の定着化を図っております。

また、年齢要件等により制度が活用できない方々につきましては、茨城県農林振興公社が実施しますニューファーマー育成研修助成事業の活用などにより、就農希望者の支援を実施しているところございます。

農家の高齢化による離農や後継者が見込めないなどにより、特に梨など果樹栽培が盛んな千代田地区につきましては、梨園の経営・存続が困難な状況が見受けられます。

農林業センサスにおける千代田地区の梨の栽培農家数のデータを見ますと、平成17年度には231戸の農家がありましたが、22年には192戸となり、5年の間に39戸、16.9%の栽培農家が減少している状況であります。平成27年に調査が実施されましたが、調査結果はまだ公表されてはおりません。しかしながら、減少傾向は変わらないものと推測されます。

今後も減少傾向が予測されることから、その手だてとして、市、JA土浦、普及センター等の連携のもと、現状把握に努め、新規就農者や意欲のある農家等へ継承するなど取り組みを進めてまいります。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

15番 矢口龍人君。

○15番（矢口龍人君）

それでは、再質問させていただきます。

まず、大きな1番の1と2でございますけれども、答弁の内容からしますと、まちづくりの全体的な将来像が見えておりません。具体的な指摘を挙げさせていただきますと、施政方針の中でも大きく4項目に分けて記載されている中で、神立駅周辺の地域のまちづくりについては、神立駅前等の区画整理事業の進捗状況を踏まえ、事業内容等に積極的に触れておる一方で、本当に活性化対策が必要とされております肝心の千代田中地区においては、具体的な政策については全く触れられておりません。どう考えても片手落ちではないかというふうに強く感じておりますが、このことに対して、市長はどのようにお考えがあるか、ご答弁いただきたいと思っております。

○議長（藤井裕一君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

神立駅前の区画整理、それから橋上化、停車場線、この前の古橋議員の質問でもお答え申し上げ

げましたが、本市としては大変大きな事業でございまして、地域の用途変更などを含めまして、今回の開発を地域振興の大きな起爆剤にしていきたいということで考えているところでございまして、環境が変わることによって、施策と一緒にあって、状況も明るさが出てくるんじゃないかなというふうに私は期待しているところでございます。

○議長（藤井裕一君）

15番 矢口龍人君。

○15番（矢口龍人君）

市長、私が申したのは、千代田中地区がこれといった具体的政策がないと、ますます人口減少が進んでいくということで、調整区域に対して政策として掲げるものがないのかどうなのか、その辺をご確認したくてお話ししたわけでございますけれども、お話いただけますか。

○議長（藤井裕一君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

千代田地区農村部につきましては、大変自然環境豊かな地域で、主要産業は農業でございます。そういう中で、目玉の仕事がないんじゃないかというふうなことでありますが、基本的には農業振興が中心になります。それに合わせまして、例えば地域の特産品をもう少しブランド化を進めたり、それから販路の拡大をしたりしながら、何かつくれば地域が振興するというものではなくて、もっともっと地道に、農業なんかを中心に地域振興を図っていくことが大事なのかなというふうに思っています。そういった面で、矢口議員の期待にはなかなか応えられないのかもしれませんが、そういった地道な活動を通しまして、地域づくりを進めていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（藤井裕一君）

15番 矢口龍人君。

○15番（矢口龍人君）

昨日も田谷議員から、千代田中地区についての政策課題についてお話がありましたけれども、千代田中地区はこの何十年か、昭和46年以降、都市計画上、市街化調整区域の指定の弊害や市の模索もあって、地域全体がほとんど進展していません。同じ千代田地区でありながら、下稲吉中地区と対比した場合に、少子高齢化が急速に進んでいる状況でございます。特に小学校の統廃合の問題だけでなく、統廃合後の小・中学校の存続の危機も叫ばれつつあります。

こうした千代田中地区の地盤沈下が急速に進んでいる危機的な状態の中で、これをとめる対策として、どのような地域づくりがあるのかなというふうに、やはり非常に重要なことですので、やはり市長の、この地域をこれからどういうふうなまちづくりをしていくんだということを私はお尋ねしておるんですけれども、なかなか答えがないというような状況なのかなというふうに思っております。いいです、答えはないようです。

今年度から中学校区単位で、コミュニティづくりを初め公民館活動、それから旧小学校の跡地利用の調査なんかも始まりましたけれども、各地域における協働によるまちづくり活動を推進するとともに、各地域をネットワークで結び、地域が相互に連携を取り合い、必要に応じて合同で事業を実施するなど、市街地を形成している下稲吉地区とは別な形のまちづくりをしていくべき

じゃないかなど。特に、千代田中地区、霞ヶ浦中地区をこれからも持続可能な地域としていくのであれば、やはりきちっとした政策を掲げて、まちづくりを進めるということが必要だというふうに私は感じておりますけれども、市長はどんなふうにお考えか、ご答弁いただきたいと思ます。

○議長（藤井裕一君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

人口減少の時代に入っていますので、確かに千代田地区の政策のこともあるかもしれませんがけれども、時代の流れもございます。そういう中で、人口が減っても地域のコミュニティが維持できるような形での仕組みづくり、そういったものが大変大事だと思っています。公民館活動なんかもその一つかもしれません。

それから、地域を市民協働で守るといいますか、各方面から。そういったものの仕組みづくりをしながら、みんなで地域を支えていく、そういったものの仕組みづくりと意識づくりを進めていきたいなというふうに思っております。

○議長（藤井裕一君）

15番 矢口龍人君。

○15番（矢口龍人君）

ぜひそういうことも、やっぱり施政方針等の中でも位置づけをしていただきたいと思いますというふうに思ます。

それから、児童・生徒の急激な減少によりまして、千代田中学校の存続も危ぶまれているという中で、千代田中地区の多くの市民が、千代田中の存続並びに千代田中地区の活性化のための政策の柱として、千代田中へ小中一貫校ですか、義務教育学校ですか、を開設してくださいというような、地域住民の皆さんがそういう待ち望んでおることに対しまして、市長はどのようなふうにお考えか、ご答弁いただきたいと思ます。

○議長（藤井裕一君）

矢口議員、通告外……

[矢口議員「通告外じゃないでしょう、これ、だって」と呼ぶ]

○議長（藤井裕一君）

質問ではなくて……

[矢口議員「通告外じゃなくて、問題は千代田地区の問題ですから、千代田地区の存亡が人口減少等によって、それでどうするんですかと、これからどうしていくんですかというお話ですから、別に外れていないと思ますよ」と呼ぶ]

○議長（藤井裕一君）

暫時休憩します。

休 憩 午後 1時55分

再 開 午後 1時56分

○議長（藤井裕一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁を求めます。

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

学校の統廃合、これは千代田地区、千代田中のみならず、それぞれの学校が、本来は子どもを維持して残していくのが理想でございます。統合が一番いい形じゃないというふうに私は思っています。ただ、少子高齢化の中で、適正規模化の道も、やっぱりやむを得ない形で進んでいると考えています。

千代田中学校につきましても、当然そういったことで、私自身も母校でもございますし、地元の学校でございます。これと一貫教育が、人口、生徒増と直接つながるかどうかわかりませんが、そういったものに存続ができるような形で、それは理想としてよい形だというふうに私は考えています。

○議長（藤井裕一君）

15番 矢口龍人君。

○15番（矢口龍人君）

市長も理想だということですので、理想に近づけていってもらいたいというふうに思います。

それでは、大きな2番の1に移りたいと思います。

先ほどお話しした持続可能なまちづくりを推進するために必要な4つの理念の中で、情報の共有化と行政の透明性の向上の必要性を挙げましたが、ことしの5月23日の新治小学校を皮切りに始めた統廃合のための地区懇談会の開催に当たり、地域住民との情報の共有化を図ることができる資料がない中で懇談会が実施されておりますが、地域住民は困惑して懇談会に参加していません。こうした市民との情報の共有化と行政の透明性の向上の観点から、大きな問題となっていることに対し、市長はどういうふうにお考えか、ご答弁いただきたいと思います。

○議長（藤井裕一君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

情報を特別隠しているつもりはございませんし、公開だけはいつでもしたいと思っています。

具体的には教育部長のほうから答弁いたさせます。

○議長（藤井裕一君）

教育部長 飯田泰寛君。

○教育部長（飯田泰寛君）

地域懇談会において情報がなかなかないというような、確かにそういったご意見をいただいてもございます。これは、昨日も田谷議員さんのご質問にもお答えしましたが、過去の委員会、学区審議会であったり、あるいは統合委員会であったり、そういったものの会議、会議を、いわゆる一種の議事録でございますが、そういったものもでございます。これを地域にお配りして、ごらんいただく中で、また議論を深めていただきたいというふうに考えておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

○議長（藤井裕一君）

15番 矢口龍人君。

○15番（矢口龍人君）

市の姿勢が、情報の共有化とか、それから透明性ということを出しているから、ならばやはり、きちっとした形でもって、そういう協議のできる資料はそろえるべきというふうには思います。

先ほど佐藤議員からもお話がありましたように、やはりきちっと公にして議論するものは議論するというにしておかないと、何か水面下で事が進んでいるようにやはり見受けられますので、これは市長の政治姿勢からすれば全く逆の話だと思いますので、この辺はきちっと開示するものは開示して、それで議論をしていただきたいというふうに思います。

それから、懇談会の中で、地域住民の皆さんが共通認識に立って統廃合の課題を協議している中で、必要な情報が全くと言っていいほど提供されていないというふうなことで、怒りの声が上がっておりました。今後、地域住民の皆さんが求めている必要な資料を提供することと、それから、多くの住民の皆さんに参加を求めるということについて、今後どのようにするおつもりなのか、お答えいただきたいと思います。

○議長（藤井裕一君）

教育部長 飯田泰寛君。

○教育部長（飯田泰寛君）

情報提供という観点に關しましては、先ほど答弁したとおりでございます。

それから、多くの参加者を集めるというようなことではございますが、これも昨日、田谷議員さんのほうにもお答えしました。いろいろな媒体を使って周知をしたんですが、結果的にはご承知のような参加人数であったということです。コーディネーターの先生からも、今回参加された皆様に、どうかお友達を連れ立って、また次回も参加していただきたいというようなご依頼もしました。また、改めて我々のほうからも、やっぱり何といても一番は、現在学校に通われている保護者であったり、あるいは、幼稚園といいましょうか、保育園といいましょうか、今後学校へ入学されるような方々の保護者、そういった方々に、また改めてご案内をしてみたいというふうに思います。

○議長（藤井裕一君）

15番 矢口龍人君。

○15番（矢口龍人君）

そうですね。きちっと情報公開していただいて、参加者を募っていただいて、有意義な討議ができるように、そういう場所を提供していただきたいというふうに思います。

それでは、続きまして、大きな1番の2の地方創生事業についての再質問をいたします。

筑波銀行と産業能率大学との連携協定により、東京・自由が丘へ本市の自治体の情報の発信と特産品の販売ですか、それから人口交流とか、それから学生との人材育成などを目的としておりますが、具体的に本市のメリットといえますか、どのような経済効果があるのか、お伺いしたいと思います。

○議長（藤井裕一君）

市長公室長 木村義雄君。

○市長公室長（木村義雄君）

本市におきましては、これまで大学との連携というものは行っていなかったというか、なかなかそういうことができなかつたというような状況でございます。

先般こういった協定が結べたこと、ましてや、前の櫻井議員にもお答えしたように、国内で最大の商店街の組織、1,300店舗ある自由が丘の商店街であります。そういったことで、例えば地域の産品が、スイーツのまちと言われる自由が丘で商品化される、それが地元へ戻ってきてフィードバックをするというようなことも一つのメリットでもありますし、議員が今お示したような経済効果というものを、大きく販路の拡大とか、それから地域産品の拡大とかを目指しているわけではありません。一つには、かすみがうら市のプロモーションをどうして、どうやって自由が丘のほうに発信をするか。また、地域産品をフィードバックしていくかということで進めていきたいという考えの中から、こういった協定になったわけであります。

今、例えば栗の話になりますが、自由が丘の第1号店、これは日本でスイーツとしてモンブランをつくったお店、これは第1号店でございます。その栗は何を使っているかというのと、やはりイタリア、フランスの栗を使っているような状況であります。そこで、栗の名産地としてのかすみがうら市からの和栗が商品化される。またそこで戻ってくるというようなことは、生産意欲にもつながると。そういったことを期待して、進めているものでございます。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

15番 矢口龍人君。

○15番（矢口龍人君）

説明いただきましたけれども、かすみがうら市の特産品というのはどのようなものを示すのか、お答えいただけますか。

○議長（藤井裕一君）

市長公室長 木村義雄君。

○市長公室長（木村義雄君）

特産品は多々あるかと思えます。フルーツ関係にしても、ただいま申し上げました栗にしても、スイーツの材料となるもの、あるいは食材と提供されるもの、そういったものは、特産品としての扱いと私は認識しております。

○議長（藤井裕一君）

15番 矢口龍人君。

○15番（矢口龍人君）

それでは、続きまして、かすみがうら未来カンパニーにつきまして再質問させていただきます。

今年度にあつて、拙速に第三セクターによる会社の設立によりまして、事業が開始しようとしておりますが、いきなり従業員15名ものスタッフをそろえて、自転車で走る楽しさとフルーツを堪能できる体験型観光の魅力をPRとしておりますが、これまで会社設立に伴う事業を展開するに当たりまして、具体的にどのような準備をしてきたのか、市長より答弁いただきたいと思えます。

○議長（藤井裕一君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

歩崎交流センターを核としました新会社の事業展開などの経過ということでご質問をいただきましたが、ご案内のとおり、本市におきましては、霞ヶ浦湖岸沿いに自転車道を有しております。多くのサイクリストが訪れるということをご承知のとおりでございます。

その中で、自転車を活用した活性化の一つの手段として、これまでもかすみがうらエンデューロ等も開催してきましたが、あれは一過性のものでございますので、せつかくの資源でございます。こういったものを使った事業として、今回、民間の力、ステッチという会社、それから筑波銀行等のご支援をいただいて、そういった民間力を使った地域振興策というようなことで検討した内容でございます。

○議長（藤井裕一君）

15番 矢口龍人君。

○15番（矢口龍人君）

次に、今お答えありましたように、自転車を利用している見積もりですけれども、年間を通して5,000人もの利用者を想定するということが、季節的な変動とか天候を考えると、過大な数字ではないかなというふうに思います。

また、消費してくれる金額についても、同様に課題であると感じております。単なる数字合わせをしたというふうに思いたくありませんけれども、自信を持っている数字なのか、お答えをいただきたいと思います。

○議長（藤井裕一君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

事業シミュレーションのご質問かなと思います。

これは一つは、私どももあの施設を使った、地域の振興を含めた大きな挑戦だというふうに考えております。その中で、首都圏在住のターゲット層の人口と昨年実施をいたしましたアンケート調査の結果、そして、それを試算した結果によりまして、サイクリングプログラムの実施が3年目で利用者5,000人という数字は実現可能な数字かなということで、そういった中から算出したシミュレーションでございます。

○議長（藤井裕一君）

15番 矢口龍人君。

○15番（矢口龍人君）

サイクリングプログラムに関しまして、1人1万円という料金設定がされておりますけれども、どのようなプログラムを提供する予定でおられるのか。大変今人気の高い大阪のUSJですか、あれなんかは、ワンデーパスのチケットが7,400円とか、東京ディズニーランドでも6,900円という値段でございます。相当内容の濃いプログラムでないと集客できないのではないかなというふうに、大変心配しておるわけでございます。ぜひお答えをいただきたいと思います。

○議長（藤井裕一君）

理事 西山 正君。

○理事（西山 正君）

ご質問にお答えいたします。

1万円という価格設定でございますけれども、この価格に含まれるものとしたしましては、自転車のレンタル料金、それから、実際に自転車に乗る方への保険料、それから、訪問する先々で食事を召し上がっていただくわけなんですけれども、こちらの食事代等々、関係するもの全て含めまして、1万円ということで価格設定していただきました。

この1万円につきましては、それが妥当な価格かどうかということと事前に、先ほど市長のほうからも言及がありました消費者へのアンケート調査において、1万円払ってでもプログラムに参加したいと思いませんかというところで確認をとりました。その結果、この1万円の価格設定でも十分なお客様が確保できるというめどが立ちましたので、かような価格設定にさせていただいております。

○議長（藤井裕一君）

15番 矢口龍人君。

○15番（矢口龍人君）

例えば、家族4人で来た場合に4万円かと思うんですよね。なかなか今、家族で4万円使って遊びに行くというのは難しいかなと。たしか、ターゲットはファミリーとか若い人というふうなことだと思ったので、どうなのかなというふうに変心配しております。

それから、水郷筑波広域レンタルサイクル事業ですか、ここにあるように、この事業は県と一緒にやるんでしょうけれども、これは1日、貸し自転車が1,500円なんですよね。ですから、そこからいくと、残りの8,500円という数字を、先ほどおっしゃったように食事代とか、私は4キロ、レンコンをお土産に持たせるとか、サツマイモを持たせるとか、そんなことも考えたんですけども、いずれにしても、そういうことであれば、仕入れになるわけですよね。ですから、当然経費の部分で割合が高くなると思いますので、その辺のところもしっかりと見積もりをしていただかないと、採算がちょっと厳しいんじゃないかなと。

先ほどお話がありましたように、アンケートをとったり何だりして、1万円でも十分できるという自信がおありのようですけれども、できるだけ必要経費を減らして、それでお客さんの負担を少しでも少なくすることが、やはり事業成功につながるんじゃないかなというふうに思いますので、十分その辺検討していただきたいというふうに思います。

それから、次に、フルーツを堪能していただくための協力観光農園については、どの程度の関係者との協力体制が整っているのか、ご答弁いただきたいと思います。

○議長（藤井裕一君）

理事 西山 正君。

○理事（西山 正君）

お答えいたします。

サイクリングプログラムの実施に向けまして、既に千代田地区におきましては、千代田観光果樹協会とレジャー農園会、そして、霞ヶ浦地区におきましては、ブルーベリーですとかイチゴの主要な生産農家の方々にご相談を申し上げました。皆様のほうからは、観光交流人口の増加につ

ながるのであれば前向きに協力をしましょうということで、お返事をいただいているところでございます。

以上です。

○議長（藤井裕一君）

15番 矢口龍人君。

○15番（矢口龍人君）

次に、観光客を呼ぶための市内の観光ルートはもとより、広域的な連携による観光ルートについては、どのような観光ルートを構築しているのか、ご答弁をいただきたいと思えます。

○議長（藤井裕一君）

理事 西山 正君。

○理事（西山 正君）

お答えいたします。

現在予定しておりますサイクリングプログラムの観光ルートにつきましては、これまでご説明させていただいた機会もあったかとは思いますが、まずは市内の観光果樹園ですとか、史跡ですとか、本市の特徴を生かした観光スポットを自転車をつないでいくということで、市内を中心に検討しているところでございます。

ただ、5月26日付の常陽新聞でも報道されておりますけれども、この6月にも、桜川からつくばを通りまして土浦市をつなぐつくばりんりんロード、自転車道ですね、こちらと、歩崎のほうも経由しまして潮来市に至る霞ヶ浦自転車道が土浦市内で接続されるという予定になっております。県の土木事務所に確認いたしましたところ、間違いなく6月中旬に接続がされるということでございましたので、そうしますと、こういった広域の観光インフラ、サイクリングロードをうまく生かして、桜川からつくば、土浦、そして、私どもの市域を通して潮来のほうまで抜けるような広域の観光ルートということも視野に入れまして、今後、サイクリングプログラムの計画を進めてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（藤井裕一君）

15番 矢口龍人君。

○15番（矢口龍人君）

県の今おっしゃいましたサイクリング事業と我が市のDMO事業とを結びつけるということが、何かちょっと私には、想定というか、想像つかないんですけれども、例えば桜川のほうから自転車で来た人が、かすみがうらに来て、DMOのそういうサイクリングのプログラムにのって消費してくれて、潮来まで行っちゃったということだか、何かその辺の感覚がちょっとわからないんですけれども。また、DMOのかすみがうら市のサイクリング事業とこの県のサイクリング事業は、分けて考えたほうがいいかなと思うんですけれども、その辺どうなんでしょうか。整合性といいますか、そこをちょっと説明いただけますか。

○議長（藤井裕一君）

理事 西山 正君。

○理事（西山 正君）

お答えいたします。

議員ご指摘のとおり、広域のサイクリングコースと、今回予定しております私どもの、とりあえずは市内を対象にしたサイクリングプログラム、なかなか整合性がとれないのではないかと
いうご指摘かと思えます。

私どもといたしましては、先ほどお話ししましたように、まずは市内で展開するということに
考えておりますけれども、いずれは、例えば隣の土浦、それから行方のほうまで、私どものサイ
クリングプログラムで足を伸ばすルートとして検討してまいりたい。それがなかなか、つくばで
すとか桜川のほうまで広がるのかということ、そこまでは簡単に申し上げることはできないかと思
いますけれども、少なくとも、隣接する地域も含めたサイクリングプログラムということの検討
は可能ではないかと考えております。

それから、何よりも私どものほうが新会社で展開いたしますのは、サイクリングプログラムだ
けではございませんで、ご承知のとおり、歩崎の交流センターで行いますレストラン事業、マル
シェ等々の事業もごさいます。そういったもののお客様としては、サイクリングプログラムに参
加する方々のみならず、今申し上げましたような広域のサイクリングコースを通過するようなお
客様、これらの皆様が全て対象になってくるのではないかと考えております。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

15番 矢口龍人君。

○15番（矢口龍人君）

そうですね、確かに交流センターのレストランにお寄りいただいて、食事してもらおうとい
うことはいいことですし、そういったお客さんを、やはりレストランのほうで昼食をしていただか
ないと、経費が大変でございますので、そういう多くの人に利用していただきたいというふう
に思っています。

3年目で黒字化を目標としておりますが、予想外に稼げなかったりとか、一時的に多くの赤字
が発生することもよくあります。そこで重要なのは、いつか好転すると夢を見てただら続ける
ことではなくて、さっさと改善方法を考えたり、時には見切りをつけることも重要であると私は
思います。時間とお金を無駄にしないためにも早く判断したほうがいいわけでございます、こ
のような経営判断をどういう時点で行うのか、お話をいただきたいと思えます。

○議長（藤井裕一君）

理事 西山 正君。

○理事（西山 正君）

新会社への本市の稼業に関します経営判断のタイミングでございますけれども、これまでも市
議の皆様方にご説明させていただきましたとおり、私どもといたしましては、事業シミュレーシ
ョン上、3年目には黒字化できるのじゃないかと見込んでいるところでございます。したがって、
3年目というところを一つの区切りといたしまして、経営判断することになろうかと考えており
ます。

以上です。

○議長（藤井裕一君）

15番 矢口龍人君。

○15番（矢口龍人君）

3年後に経営判断するというのは非常に、何といいますか、もっとやはり事業は、私は3カ月に1回ぐらいずつ点検をして、それで、何らかの結論を出しながらいくということが、やっぱり必要なんじゃないかなど。行政の仕事じゃなくて、これは株式会社なんですから、何が何でも黒字にするんだという意気込みでやらないと、3年もたっているうちに雪だるまになっちゃいますよ、もし事業としてうまくいかない場合ですね。でなくて、どんどんやはり、常に改善を求めながらやっていく、市長も会社を経営しておりますから、当然そういうふうなことは理解されておるといふふうに思いますので、市長からもその辺のところ、もっとやはり、厳しい経営環境の中で事業を興していくという、とにかく企業ですから、利益を上げると、利益を上げるために最善を尽くすということだと思っておりますので、その辺、市長からちょっと一言お話しいただきたいと思っております。

○議長（藤井裕一君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

ご指摘のとおり、この事業につきましては、一つはやっぱり経営をしっかりして黒字化させるということが一つの目標であります。もう一つは、やっぱり地域振興、地域のブランド化、そういった政策的なもの両方ございます。

今言ったように、大きな経営の判断は3年後でありますけれども、当然、経営会議を続けながら、日々、毎月点検をしながら、改善するところは改善する、そんなことで進めていくというように考えておりますので、よろしくご指導のほどお願い申し上げたいと思っております。

○議長（藤井裕一君）

15番 矢口龍人君。

○15番（矢口龍人君）

この事業は、すごくいろいろ多彩にわたっている事業になっているというふうに思います。ですから、そういう中で、利益がとれるもの、とれないものというのがすぐ出てくるんじゃないかなど。ですから、利益の出ないものは手を出さないのが本来いいんじゃないかなどは思うんですけれども、行政でやるものとDMOでやるものというのは、やっぱり区別したほうがいいんじゃないかと思うんですね。全部これDMOでやろうという、私は相当、不採算の事業が中にあると思うんですよね。それはどこまで精査したのかというのは、もし精査しているのであれば、お答えをいただきたいというふうに思います。

○議長（藤井裕一君）

理事 西山 正君。

○理事（西山 正君）

お答えいたします。

ご指摘の内容につきましては、市がやるべきものと、それから新会社が行うものと、これはきちんと区分を分けて、それぞれつかさつかさで行うべきではないかというご指摘だったかと思っております。

これまでお話の中で出てまいりました広域観光ルート、広域のサイクリングロードを活用した観光誘客の話、それから新会社が行いますサイクリングプログラム、ほかレストラン事業など、この中について若干整理をさせていただきますと、広域のサイクリングロードを活用した観光誘客ということでは、茨城県が主体になりまして、沿線の自治体と協力をして、広域のレンタルサイクル事業というものを行っております。これは、私ども市役所のほうも一部協力しておるわけなんですけれども、こちらのほうは行政が主体となって行っていく。それから、先ほど来お話ししておりますサイクリングプログラム、レストラン、マルシェ、こういったものについては新会社のほうが行っていくということで、一つ整理をさせていただきたいと思っております。

ただ、それぞれ事業を実施する主体は異なっておりますけれども、恐らく議員もお気づきのとおり、内容としてはかなり近い部分があるかと思っております。お互いの連携のもとに相乗効果を生んでいける部分もあろうかと思っておりますので、それぞればらばらに展開するのではなくて、そこは、自治体が行う事業、それから新会社が行う事業、うまく連動させて、相乗効果を狙っていききたいと思っております。

以上です。

○議長（藤井裕一君）

15番 矢口龍人君。

○15番（矢口龍人君）

バランスよくやっていっていただきたいなというふうに思います。

地方創生事業は、西山理事、国のほうからおいでになって、トップで今活躍なさっておりますけれども、未来づくりカンパニーですか、それとか、それから地方創生担当部署に丸投げするようなことはなく、やはり全市、全職員が一丸となって、この事業に本気で取り組んでいただきたいというふうに思います。

とにかく、多くのお客様が本市においでになるわけでございますので、対応を間違えると、二度と足を運んでももらえないような事態が想定されます。自分たちもこの事業に出資しているんだということを肝に銘じて、皆さんでこの事業に挑んでいただきたいというふうに思います。

市長は、この事業にもし失敗したときには責任をとるというふうに申しておりますので、ここは市長にリーダーシップをとっていただいて、必ず成功させるという強い決意を述べていただきたいというふうに思います。

○議長（藤井裕一君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

交流センターが、ああいった形で施設ができて、そして、この地域の人口減少が進む中で、やっぱり地域を少しでも元気にしたい、地域振興を進めたいという中で、今回、サイクリングプログラムを中心とした事業として展開するわけでございます。

先ほどお話ししましたように、私は大変大きな挑戦だと思っています。ただ、地域の皆さんの夢をかけて、やっぱり精いっぱい事業として展開しながら、活性化に向けて努力させていただきたいというふうに考えておりますので、ご支援のほどお願い申し上げたいと思っております。

○議長（藤井裕一君）

暫時休憩します。

休 憩 午後 2時27分

再 開 午後 2時40分

○議長（藤井裕一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

15番 矢口龍人君。

○15番（矢口龍人君）

それでは、次に、大きな3番の再質問に移りたいと思います。

まず、①の新規就農者支援体制についてですが、現在の支援体制は、新規就農者といっても、農業を既に行っている親の2世後継者に対する支援をする場と、全く新たに新規の就農する双方を同一の土俵にのせて、一くくりにして支援をしている現体制に対し、私は問題を提起しておるのでございますけれども、このことに対し答弁していただいておりますので、再度ご答弁を願いたいというふうに思います。

○議長（藤井裕一君）

環境経済部長 田崎 清君。

○環境経済部長（田崎 清君）

お答えいたします。

初めに、新規就農者支援に関しましてお答えいたします。

就農への意欲のある方々への相談支援、さらには制度を活用しての支援に努めまして、就農への着実な定着がされるよう実施しているところでございます。

次に、2世農業後継者に対する支援についてお答えいたします。

規模拡大や所得向上を目指す後継者の方に今後5年後の計画を作成していただき、認定農業者への登録による制度支援に努めているところでございます。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

15番 矢口龍人君。

○15番（矢口龍人君）

1回目の質問のとき、青年就農給付金について詳細な説明をお願いします。それと、あわせて、ニューファーマー育成研修助成事業についてもお伺いいたします。

○議長（藤井裕一君）

環境経済部長 田崎 清君。

○環境経済部長（田崎 清君）

ご質問にお答えいたします。

まず、青年就農給付金につきましては、45歳未満で就農することなどの諸条件はございますけれども、就農意欲の喚起と就農後の定着を図ることを目的に、就農前の研修を受けようとする就農希望者に最長で2年間、年間150万円を準備型として、県が実施主体となりまして給付するものでございます。

また、新規就農する方に対しましては、農業を始めてから経営が安定するまでの最長5年間、経営開始型といたしまして、市が実施主体となりまして、年間上限150万円、夫婦受給の場合には1.5倍を給付する事業となっております。今現在、10名の方が受給されております。

続きまして、次に、ニューファーマー育成研修助成事業につきましてお答えいたします。

先ほどの青年就農給付金が年齢要件等で受けられない就農希望者が原則1年間研修を受けようとする際、受け入れ農家側に月額で10万5000円以内を助成する事業でございます。その中で、就農希望者の方は、受け入れ農家から研修手当の支給を受けながら、農業者として自立するための技術や経営感覚を習得することになります。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

15番 矢口龍人君。

○15番（矢口龍人君）

次に、かすみがうら市の新規就農者の状況について、過去3年間の就農実績についてお伺いしたいと思います。

○議長（藤井裕一君）

環境経済部長 田崎 清君。

○環境経済部長（田崎 清君）

お答えいたします。

本市の新規就農状況につきましては、学卒者や他産業からのUターンによる就農者でございます。平成25年度で5人、26年度で6人、27年度で7人という実績となっております。

○議長（藤井裕一君）

15番 矢口龍人君。

○15番（矢口龍人君）

次に、千代田地区の梨の栽培農家の現状が報告されましたが、ここ10年間で2割の梨農家が離農しているのが現状であります。ご夫婦で専業農家として、果樹や野菜、稲作で長い間生計を立ててきましたが、後を継ぐ後継者がいないとのことで、精魂を込めて栽培した梨の木を根元から伐採し、あわせて梨棚の解体をしております。事前に離農することがわかれば、新規就農者に営農を研修していただき、その後、営農を引き継いでもらうこと、また、農業機械や生産資材などの有効利用を図ることも可能ではないかなというふうに思います。

そこで、意向調査を実施すべきと思いますが、お考えを伺います。

○議長（藤井裕一君）

環境経済部長 田崎 清君。

○環境経済部長（田崎 清君）

お答えいたします。

まず、梨農家の方々につきましては、議員ご指摘のとおり、高齢者や後継者が懸念されるなど、経営の継続が難しくなる農家があるかと思えます。本市の基幹産業を維持・継続していくためにも、果樹農家への意向調査等ができるよう、今年度、土浦地域農業改良普及センターやJA土浦などと協議し、次年度の実施に向けた準備を進めてまいりたいと思っておりますので、よろしく

お願いいたします。

○議長（藤井裕一君）

15番 矢口龍人君。

○15番（矢口龍人君）

ありがとうございます。

最も大きな課題の一つ、ある程度認識されているようでございますけれども、農業振興の取り組みとして位置づけするだけでなく、上位のまちづくり構想の大きな課題の中に農業振興の大きな課題として位置づけしていただきたいと思っております。本市まちづくりの活性化のための大きな課題の一つとして、新規就農者に対する温かい施策と休耕地、荒廃した耕作放棄地に対する具体的な施策について何ら答弁をいただいておりますので、この点について、再度市長に答弁をお願いいたします。

○議長（藤井裕一君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

農業の中で後継者が残っている地域、あるいは作物を見て、例えば、具体的にレンコンのように、やっぱり所得のあるものなんですね、実際には。ですから、やっぱり一番基本は、生産者の仕事というのは、物を生産してつくって、売って初めて生計を成り立たせる仕事でありますから、物をつくるのが仕事でありますので、つくったものを売ると。それが安定して収入になれば、おのずと後継者が出てくるというのは、これは自然の流れでございます。

そういったものをいかに政策としてできるかということもございますけれども、大変大きな課題であります。やっぱり特産品の育成とかブランド化とか、ちょっと抽象的かもしれませんが、そういったものを地味に積み上げる。そして、最近、農業の傾向として私が感じるのは、やっぱり認定農業者のような形で、これまでのばらまき政策から、ある程度やる気のあるところに国の、あるいはまた市町村の支援をしようという方向になってきていますから、そういった大きな農家の方が最近はより大きくなってきて、逆に、これまでやっていた方々がやめていく、高齢化してやめていくという、そういった二極化が進んでいるような気がいたします。

ですから、やっぱり形態として、これから変わってくるだろうと。そういったものを後押しできるような仕組みづくりと、それから政策等を、市町村だけではできませんので、国の制度なんかを使いながら、いろいろ研究していきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（藤井裕一君）

15番 矢口龍人君。

○15番（矢口龍人君）

ありがとうございます。

次に、大きな3番の③本市の農業の将来像についてでございますけれども、答弁の内容については、従来どおり具体性に欠ける答弁でしたので、具体的な施策を織りまぜてご答弁を願いたいと思っております。

答弁の中で、さまざまな支援をするとの答弁がありますけれども、何ら具体的な内容がありません。答弁の中で、新規就農者の支援についても、後継者の支援についても、どのような具体的

な手当てを持って支援していくかが問われているのであり、今答弁されたことは、単なる現状と課題を語っているだけだと思います。

新規就農者の支援については、石岡市では新規就農支援センターを開設するなど、耕作放棄地や遊休地を積極的に登録してもらえるような窓口を、ホームページ上も含め、市役所に窓口を開設し、低廉もしくは無料で貸し付けるネットワークを構築し、支援体制を整えることや、後継者に悩んでいる農家の相談窓口をあわせて開設し、数年後、耕作放棄地となる前に貸し出しを促すような貸す者と借りる者のネットワークの仲立ちをすることなど、具体策を示されてしかるべきだというふうに思います。再度ご答弁をいただきたいと思います。

○議長（藤井裕一君）

環境経済部長 田崎 清君。

○環境経済部長（田崎 清君）

先ほどご質問の中で、石岡市の参考事例をご紹介いただいているかと思えます。

当市におきましても、就農を希望する方への相談に対応するために、農林水産課及び農業委員会事務局におきまして相談窓口を開設しているところでございます。必要に応じまして、土浦地域農業改良普及センターやJ A土浦の担当職員によります相談も実施し、栽培品目の選定から研修、農地の確保、資金の準備まで、少しでも相談者の不安が解消されるよう、相談業務に努めているところでございます。

今後につきましては、相談窓口等につきまして、広報誌やホームページなどを活用し、制度支援の内容もあわせまして、広く周知を図ってまいります。

また、農地の貸し手、借り手のマッチング事業といたしまして、農地中間管理事業を引き続き推進しまして、農地の遊休化を防止するとともに、担い手農家への集約・集積、さらには新規就農者等への農地の確保が図られますよう、耕作放棄地の縮減に向け取り組んでまいることとしております。ご理解をいただきたいと思えます。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

15番 矢口龍人君。

○15番（矢口龍人君）

先ほど新規就農者の実績報告をいただきましたが、年に5人から7人とのことでございます。ほとんどが2世の農業後継者で、純粋なる新規の農業者はほとんどいないというのが状況でございます。

地域活性化を目的に三者協定を結んで、目黒の産業能率大学等とも、学生さんなんかにも、かすみがうら市で就農してくれるようなお話も、これだけ自然環境に恵まれた中で、農業をやりたいという方もおられるかもしれませんので、そういうチャンスをぜひものにしていただいて、それにはやはり支援体制をきちっとしておかないと、新規就農者を育てる、農業問題の解決にもつながりますので、ぜひこういった取り組みも、地方創生ということで考えていっていただきたいというふうに思います。

次に、農作物の生産から加工販売といった6次産業の支援についてでございますけれども、付加価値をつけた商品の開発、販売の手だてとして、知名度と魅力を全国に発信するとの答弁をい

ただきましたけれども、発信する手段については全く触れておりませんが、どのような具体的な方法で発信しようとしているのか、具体的方法について答弁をいただきたいと思います。

○議長（藤井裕一君）

環境経済部長 田崎 清君。

○環境経済部長（田崎 清君）

私のほうでお答えさせていただきたいと思います。

市内で生産から加工・販売といった一連の産業活動を手がける団体や企業との情報収集、支援、さらには情報発信に努めまして、かすみがうら市の名を全国的に発信していきたいと考えているところでございます。

特に、本市のブランドであります湖山の宝推奨品につきましては、平成27年度末で認定数18点で、今後につきましても引き続き、地場産品を使用した推奨品をふやしていくとともに、ふるさと応援寄附における返礼品の活用などによりまして、広く本市の農産品を使用した商品を市ホームページ等によりPRしていきたいと考えているところでございます。よろしく願いいたします。

○議長（藤井裕一君）

15番 矢口龍人君。

○15番（矢口龍人君）

今、湖山の宝の奨励品とのお話でしたがけれども、その奨励品の中に、広原畜産さんの蓮根豚というのが紹介されておりますけれども、この蓮根豚というのは、登録商標とかブランドとして認定されているのかどうなのか、お尋ねいたします。

○議長（藤井裕一君）

環境経済部長 田崎 清君。

○環境経済部長（田崎 清君）

ただいまご質問いただきました蓮根豚についてお答えいたします。

蓮根豚につきましては、湖山の宝推奨品の一つということになってございます。

市として推奨するに当たりまして、かすみがうら市推奨品認定要領というものを定めておりまして、年に1回募集してまいりました。今年度につきましては、2回募集する予定としてございます。この認定の審査会がございまして、こちらには6名の方をお願いしているところでございます。

蓮根豚につきましては、本年3月4日、2品目を追加いたしました、そのうちの一つということになります。この認定を受けますと、湖山の宝のロゴマークを使用することができるというものでございます。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

15番 矢口龍人君。

○15番（矢口龍人君）

レンコンはご存じのとおり、土浦、霞ヶ浦地区が日本一の産地であることは、皆さん承知のとおりだと思いますけれども、そのレンコンを食べて飼育した豚を地域の特産品として売り込むと

いうことは、私はすばらしいことだなというふうに思っております。

しかし、蓮根豚は、広原畜産のオリジナルということになるんですかね。どの程度管理されているのか、おわかりになれば、お話しいただきたいと思います。

○議長（藤井裕一君）

環境経済部長 田崎 清君。

○環境経済部長（田崎 清君）

ただいま、私のところには認定の要領というものがございまして、その認定基準に当てはまるということで推奨したと、そういうところかと思えます。それ以上の資料は持ち合わせてございません。申しわけありません。

○議長（藤井裕一君）

15番 矢口龍人君。

○15番（矢口龍人君）

豚肉の有名なブランドとしては、鹿児島黒豚とか、それから、東京のTOKYO Xとかという有名な豚肉があると思えますけれども、これに関しては、生産管理、品質管理、出荷管理という厳密な管理の中でブランドを守っているということでもございますけれども、日本一のレンコンの産地でございますので、今、市内の養豚業者さんも、国際価格に押されて大変な状態でもございますけれども、そういった中で、蓮根豚をかすみがうら市で奨励して、地域の特産品として普及活動をするというようなことも、地方創生にとっては重要な部分なんじゃないかなというふうに思えますけれども、担当部としてその辺のお考えはありますか。お尋ねいたします。

○議長（藤井裕一君）

市長公室長 木村義雄君。

○市長公室長（木村義雄君）

蓮根豚のいろんな普及とPRとかというようなところでございます。

いろんな養豚農家も市内には数多くある中で、特に蓮根豚につきましては、もちろんふるさと納税の返礼品にもなっております。先般いろいろ話をしているように、ホームページでの拡散、あるいはフェイスブックでの拡散とか、あるいは自由が丘における産業能率大学とのコラボによる蓮根豚のオリジナル商品の拡大とか、現在そういった取り組みをしているところでもございます。市のホームページ、あるいはフェイスブック等で情報拡散ということであれば、議員の今ご指摘のある広く普及啓発につながっていると、私はそういうふうに認識しております。

○議長（藤井裕一君）

15番 矢口龍人君。

○15番（矢口龍人君）

蓮根豚の生産を広原畜産からノウハウをいただいて、それを市内の養豚業者に普及させるということなんですよね、私が言っているのは。その辺に関してのお答えをいただきたいというふうに思います。

○議長（藤井裕一君）

市長公室長 木村義雄君。

○市長公室長（木村義雄君）

私個人としての思い入れもございますが、飼育方法については、それぞれ餌の内容も違うし、例えば出産して飼育、それから出荷というまでの工程は、それぞれノウハウを持った技術があると思いますので、いろいろそのノウハウの伝授の仕方というものは、個人個人が持っているものでありますので、その辺はどうかというふうに思っております。

○議長（藤井裕一君）

15番 矢口龍人君。

○15番（矢口龍人君）

確かに広原さんが確立させて、今ブランド化したというふうなことなんでしょうけれども、いずれにしても、もっともっと、鹿児島黒豚とか東京のTOKYO Xとかというのは、これはDNAまで管理して、きちっとやっているというようなことですが、蓮根豚はいいと思いますよね。ぜひそういう面で、地域を挙げてそういう生産ができるようになれば、1社のものではなくて、それを広く公開していただいて、そういうのを推進していったらいいんじゃないかなと思うんですけれども、市長はどうですか、その考えに対しましては。

○議長（藤井裕一君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

ブランド化を進める上で、いろんなケースがあると思うんです。小さい個人ブランド、ローカル地域のブランド、全国ブランドありますけれども、その生産量等によって、そういったものをつくっていくわけでありまして、私もレンコン、現在は広原さんだけの独自の技術ということでございますが、広原さんの協力を得て、例えば、出荷量をふやすために何かして、少しずつふやしていくと。そういった手法も、当然、始まった広原さんの協力がなくちゃできないことでもありますけれども、そういった方法についても少し話をしながら、研究してみたいなというふうに思っております。

○議長（藤井裕一君）

15番 矢口龍人君。

○15番（矢口龍人君）

よろしくをお願いします。

それでは、最後に、大きな4番の向原土地区画整理事業に対する支援ということに対しての再質問でございますけれども、これは、時間が経過すればするほど借金の金利がかさむというような弊害も大きいのしかかってくると思いますので、これまでの経過を十分踏まえて、英断を下す時期が来ていると思います。市長に見解を求めたいと思います。

○議長（藤井裕一君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

向原につきましては、地権者もそうですし、私ども市としても、長く指導してきた経緯もございます。そういった中で責任も感じております。

今回、地元で当面の登記等の自己資金を集めて対応しているという話を伺っていますので、その辺の整理ができて、ある程度のめどが立った時点で、当然市のほうにもいろいろ協議をする機

会が出てくると思いますので、そういった中で、早期に解決できるように、市としても道義的な責任がございますので、そういったものを感じながら、関係者の皆さんの不安を取り除きながら、終結に向けて努力していきたいというふうに考えています。

○議長（藤井裕一君）

15番 矢口龍人君。

○15番（矢口龍人君）

ありがとうございました。

以上で私の一般質問を終わります。

○議長（藤井裕一君）

15番 矢口龍人君の一般質問を終わります。

続いて、発言を許します。

4番 来栖丈治君。

[4番 来栖丈治君登壇]

○4番（来栖丈治君）

皆さん、こんにちは。

最初に、4月14日からの熊本地震で被災された多くの皆様方にお見舞いを申し上げますとともに、お亡くなりになられた方々にお悔やみを申し上げます。

地震による死者と関連死を含めまして69人がお亡くなりになり、1,668人が重軽傷を負い、住宅全壊、半壊、一部損壊を含めまして7,682棟、今なお1万人近い方が避難所生活を余儀なくされ、行方のわからない方も1人と、甚大な被害をもたらしました。被害者が一日も早い日常を取り戻すとともに、熊本地方の復旧・復興を心からお祈りするものであります。

早速、通告により一般質問をさせていただきます。

最初に、（仮称）地域まちづくり協議会の創設を提案させていただきます。

全国各地で地方創生総合戦略が策定され、当市でも今年度から事業の実践が繰り広げられます。

当市の近年の歴史は、千代田3カ村、出島6カ村で昭和の合併が行われました。古くから、地域の田畑、山林、河川、湖沼などの特徴を生かしながら、生活のため働いてきた祖先、地域ごとに誇りとする歴史や産業があり、助け合いの文化や生活のルールがあり、顔の見えるおつき合いがありました。その中心に小学校があり、役所が存在したことと思います。

昭和29年から30年にかけて、日本の全国に新制中学校をつくる考えから、8,000人程度の人口で1校の中学校を新設する、それが昭和の合併の考え方でした。平成の合併は、自治体が財政的にやっていけない、自治体を大きくしないと効率が悪いなどから、国・県から広域合併の範囲が示され、土浦市、石岡市、新治郡で相談が始まり、人事交流なども行われましたが、結果として、千代田、霞ヶ浦2町合併により、かすみがうら市が誕生したという流れと存じます。

市制施行後は、自治体として必死に市行政としての仕事を行い、霞ヶ浦、千代田両町の事務事業の調整作業や各種団体の連絡調整、住民の交流などもここ10年盛んに行われてきました。その成果が2月、市制施行10周年の式典で発表され、確認されました。

そんな中で、千代田、霞ヶ浦両町のバランスや財政の効率化などから、新市建設計画に沿って実践されてきた保育所の民営化、小・中学校の統合、消防団の再編成、公民館の再整備など評価

される一方で、そのためにまた新たな問題を引き起こしています。

千代田にお金が使われちゃう、あるいは、出島に人が余り住んでいないのに、あんな道必要ないだろう、またその逆に、やゆする話も当然あります。職員からも地域住民からも聞いた生の話の一つです。2町合併は本当に難しいなということを感じた瞬間でもあります。

人間のつき合いは、いいところを見てつき合うようにと教えられてきましたので、私自身は大変よい方と知り合い、私の周りには、前に述べたようなことよりも、千代田町時代よりも、あるいは霞ヶ浦町時代よりもよくなった点を強調して話される方もたくさんおります。

そのような背景の中で、新しい価値観が必要ではないか。市民協働、新しい公共といった、進むべき、目指すべき方向であります。私が今回提案するのは、市の抱える高齢者や子育て支援の問題、防災・防犯対策など諸課題に対しても、地域の実態により認識も異なり、処方箋もまた違うものが考えられます。往々にして、霞ヶ浦だ、千代田だと比較することや批判するのではなく、地域ごとに話し合いを持って、地域コミュニティを生かしながら、あるいは再構築していきながら、住民の役割、行政のやるべきことを明らかにし、住民力によるまちづくり、市民協働のまちづくりを前進させる方策としても有効なものです。

旧村あるいは小学校区に（仮称）地域まちづくり協議会を創設する提案をしているわけですが、小学校区というのは、旧七会村には七会小のほか市街化区域が多く、下稲吉地区内に2つの小学校があります。その観点から、小学校区の範囲でという意味でございます。住民による住民のためのまちづくりが実践され、加えて、地方創生の根幹であるまち・ひと・しごとを地域ごとにつないで、市地区版の地方創生戦略へと発展させることも可能になる政策です。市長の見解をお伺いいたします。

次に、農業政策の現状と新規就農者の支援、対策についてお伺いいたします。

私は農家生まれで、幼いころから両親の働く姿を見ながら、また、その手伝いをしながら育ちました。農業の大変さは十二分に知っているつもりですし、長い間仕事として農政にかかわり、さまざまな作物をつくり、生活を営んできた地域の先輩・後輩とのかかわりを持ってきましたので、その苦労ややりがいなどについても承知しています。

米の生産調整は昭和40年代から始まり、集落での調整など慎重に行われ、集落内の集団転作など盛んに行われてきた時代もあります。この地域は粟の大産地でありましたし、全国2番目の産地として本県が知られる梨栽培も、土浦市、石岡市、かすみがうら市を合わせますと、今なお県内で2番目の産地ブロックでもあります。

平成に入り、畜産関係は急激に減少し、最近では全国的に後継者の不足から高齢化が進み、農地の荒廃、遊休化した農地は地域の問題に発展しています。米の価格は平成26年産から急激に下落し、採算性が崩れ、担い手の不足は深刻さを増し、農村景観の維持などの面で緊急の課題となっています。国もさまざまな法改正等で、遊休農地、荒廃農地の対応に乗り出しています。

近年は、レンコン栽培の採算性が合うということで、荒廃した水田が少しずつ耕作され始めてもおります。そのような背景の中で、農地、集落の維持を今後心配する声が日に日に増している状況であります。

農業政策に入っていきます。

1つ目として、市の農業従事者や耕作面積の推移、現状の水田、畑の耕作面積についてお伺い

いたします。

2番目として、新規就農者の推移と現状の支援策についてお伺いいたします。

3番目として、市の魅力であり、栽培面積の多い稲作、レンコン、梨、栗を中心とした果樹苗木などがこの地で有名ですが、また経営として成り立ってきた農業です。しかし、収入減少から職業が変化し、担い手の不足から農地の荒廃が進んでいます。今後、地域での生活や農地景観を守っていくためには、集落内の連携や新規の就農者支援などが重要と考えます。市の対策をお伺いいたします。

次に、農地を活用した定住促進についてお伺いいたします。

平成20年、日本の人口調査において7万9000人の人口減少が確認され、その後、毎月減少し、減少率も大きくなり、人口減少元年と言われています。

平成26年9月、内閣府にまち・ひと・しごと創生本部が設置されました。消滅可能性のある市町村とか人口問題が大きくクローズアップされた時期です。

平成26年9月と11月に、人口に歯どめをかける政策について質問させていただきました。空き家は古くなれば問題となり、活用されれば貴重な資源になると意見を申し上げていますが、地方創生総合戦略が実践に移り、人口減少を抑制するためには、人口をふやす政策が一番重要であります。そのため、定住促進の政策はかなめになると考えています。

当市の売りとして、広大な土地があり、首都圏から70キロメートルの位置に立地し、鉄道、高速道路でアクセスの優位性もあります。何とか当市の資源を生かしながら、定住促進をさらに図っていききたいとの思いからお伺いいたします。

1番目として、市として行っている定住促進とその成果についてお伺いいたします。

2番目として、都会から地方への移住を希望される方の報道を耳にします。近隣では、旧八郷町などはテレビで取り上げられるほどであります。家庭菜園を楽しみ、当市の魅力を感じながら暮らしてもらいたい、そんな願いを持っております。三世代がともに暮らせる農地つき住宅により定住促進を図ることについて、市長の見解をお伺いいたします。

最後に、地域の宝である子どもたちの教育と保護者の手助け政策についてお伺いいたします。

子ども・子育て関連三法が、平成27年4月から本格施行されました。これらの法律改正等は、保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的な認識のもと、幼児期の学校教育、保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進する趣旨からです。

当市においても、認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の施設型給付及び小規模等への地域型保育給付が創設され、また、幼保連携型認定こども園の許可指導が内閣府に一本化され、学校及び児童福祉施設としての法的位置づけがされ、加えて、財源措置も施設型給付に一本化されたと聞いています。さらには、地域の実情に応じた子ども・子育て支援という位置づけで、利用者支援、地域子育て支援拠点、放課後児童クラブなどの地域子ども・子育て支援事業の充実などが始められ、当市においても実践に移っております。

3月末に新聞でこんな記事を目にしました。福井県美浜市で外国語指導助手A L Tを小学校に配置し、保育園にも週1回出向く計画で、幼いころから外国の遊びや紙芝居といった活動の場で英語に触れてもらい、小学校と保育園の連携強化、学力向上につなげる狙い、あわせて独自の教育プログラムがまちの売りの一つになり、人口減少対策にもつながればというような内容でした。

本市の子どもたちに対する市の支援の実情など、お伺いいたします。

1番として、市の就学前の子どもたちは、その多くは私立の幼稚園児、公立・私立の保育園児、昨年4月からは、これらをミックスした形の認定こども園から小学校に上がる方が大半と思われる。就学前教育の重要性や課題について耳にしますが、どのような問題で、当市ではどのような対策を講じているのかお伺いいたします。

2番目として、市では子育て支援として、ソフト、ハード両面から子育て世代の支援策をさまざま実施していますが、その自己評価と今後の方針についてお伺いいたします。

3番目として、英語教育が小学校から始まりますが、ALT活用を広げ、就学前教育にも取り入れていくことについて、市の見解をお伺いいたします。

以上で私からの1回目の質問とさせていただきます。

○議長（藤井裕一君）

暫時休憩します。

休 憩 午後 3時21分

再 開 午後 3時33分

○議長（藤井裕一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁を求めます。

市長 坪井 透君。

[市長 坪井 透君登壇]

○市長（坪井 透君）

来栖議員の質問にお答えいたします。

初めに、1点目、（仮称）地域まちづくり協議会の創設についてお答えいたします。

市民活動の仕組みや市民活動を活性化していく組織のあり方については、さまざまなご意見をいただきながら、行政との連携を図りつつ活動していくことが肝要であるというふうに考えております。

ご提言の地域まちづくり協議会につきましては、地域の特性を生かしながらまちづくりを進めていく上で、有効な手法の一つというふうに認識いたしております。設立に当たりましては、各行政区、地区公民館組織など、既存コミュニティとの調整も必要と考えておりますので、慎重に検討してまいりたいというふうに考えております。

次に、2点目1番、農業従事者や耕作面積の推移等について、2番、新規就農者の推移と現状の支援策については、環境経済部長からの答弁とさせていただきます。

次に、3番、集落内の連携や新規の就農支援等についてお答えいたします。

ご指摘のとおり、市内全域にわたる稲作地帯や霞ヶ浦湖岸のレンコン栽培、耕作地の特性を生かした果樹園は、古くから本市の基幹産業である農業の中心でありました。

しかしながら、農家の高齢化や後継者不足などから、特に畑や樹園地で遊休化が進んでおりまして、周辺の農地はもとより、地域の景観を損ないつつあることは、とても残念なことであります。

市といたしましては、水源の涵養や自然環境保全などによりまして、農業の持つ多面的な機能を維持していくことは大変重要なことというふうに考えております。農地・水路等の保全活動に対しましても、引き続き交付金事業を推進していくとともに、地域単位の活動によりまして、荒廃した谷津田などの再生を促し、規模拡大を目指す農家や新規就農者に活用していただけるよう支援してまいりますので、ご理解のほどお願い申し上げます。

次に、3点目、農地を活用した定住促進につきましては市長公室長から、4点目1番、就学前の教育等につきまして、2番、子育て支援の評価と今後につきましては保健福祉部長から、3番、ALTを活用した就学前教育については教育長からの答弁とさせていただきます。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

教育長 大山隆雄君。

[教育長 大山隆雄君登壇]

○教育長（大山隆雄君）

4点目3番、ALT活用を広げ、就学前教育にも取り入れていくことについてのご質問にお答えいたします。

小学校における英語教育については、平成23年度から、小学校5・6年生で年間35単位時間の外国語活動として、外国語を通じて言語や文化について体験的に理解を深め、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度の育成を図り、外国語の音声や基本的な表現になれ親しませながら、コミュニケーション能力の素地を養うことを目的に開始されました。次期指導要領では、平成32年度から、小学校3年生からの外国語活動の開始と5年生からの英語教科化を検討しており、英語教育の重要性が増しているところでございます。

本市での英語指導助手（ALT）の活用につきましては、児童・生徒の英語発音や国際理解教育の向上などを目的とし、小学校の外国語活動と中学校の英語科授業の時間に配置しているところでございます。

ALTの活用につきましては、本市では、民間業者への業務委託により、英語科などの学校の授業での活動を委託しておりますが、ALTの活動事例では、小・中学校の外国語教育や自治体の国際交流事業に携わるなど、地域レベルでの活動を行っているような自治体もあるようですので、他自治体の活動事例の検討を行うことも必要であるものと考えているところでございます。

また、ALTの活用を就学前教育にも取り入れていくことについての見解ですが、現在は小学校の高学年で外国語活動を開始しているものが、今後、中学年から前倒しされることとなりますことから、小学校段階での外国語教育をどのように対応していくかも今後の検討課題であると考えているところでありますので、今後の小学校での取り組みの検討に合わせ、就学前の対応についても考えてみるに値するものと認識しているところでございます。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

環境経済部長 田崎 清君。

[環境経済部長 田崎 清君登壇]

○環境経済部長（田崎 清君）

2点目1番、本市の農業従事者や耕作面積の推移、現状の水田、畑の耕作面積についてお答えいたします。

農業従事者につきましては5,906世帯で、耕作面積は平成27年度末、水田と畑を合わせまして5,667ヘクタールでございます。農林業センサスによる推移につきましては、減少傾向になっております。また、現状の水田、畑の耕作面積につきましては、水田耕作面積が2,333ヘクタール、畑の耕作面積が3,334ヘクタールとなっております。

続きまして、2点目2番、新規就農者の推移と現状の支援策についてお答えいたします。

本市の新規就農者の推移につきましては、学卒者や他産業からのUターン就農等について、過去10年間で年平均7人の新規就農がございました。平成27年度の新規就農者数は7人で、そのうち2組は夫婦での就農となっております。栽培品目といたしましては、露地野菜のレンコンで2人、サツマイモ、夫婦で2人、キャベツ、夫婦で2人、ジャガイモ・落花生で1人となっております。

就農者の支援策であります、市といたしましては、農林水産課と農業委員会事務局に相談窓口を開設し、支援を行っております。特に、独立農業を目指す45歳未満の就農希望者につきましては、技術のありなし、栽培品目、機械設備や農地の確保状況など、相談いただいた内容を踏まえまして、将来的に自立した営農が可能となるよう、土浦地域農業改良普及センターと連携して、青年等就農計画の作成を支援してまいります。

さらに、就農後の定着を図る観点から、青年等就農資金や青年就農給付金制度を引き続き推進してまいります。

また、45歳以上で技術習得が必要な方の支援といたしましては、ニューファーマー育成研修助成事業の活用を促すとともに、市内の先進的な農家には受け皿となっただけのよう、基盤整備を含め、就農者がスムーズに農業経営を展開していけるよう幅広く支援してまいりますので、ご理解くださいますようお願いいたします。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

市長公室長 木村義雄君。

[市長公室長 木村義雄君登壇]

○市長公室長（木村義雄君）

それでは、3点目1番、市として行っている定住促進策とその成果についてお答えいたします。

本市における定住促進策につきましては、平成26年度から本格的に実施いたしました空き家バンク制度がございます。この約2年間の中で5件の成約実績がありますが、傾向といたしましては、神立駅周辺の物件の割合が高く、郊外の物件が少ないといった状況でございます。登録件数を増加させるため、これまでいろいろな制度の周知に努めてきたところですが、修繕が必要な箇所、あるいは、相続が完了しておらず権利者が確定していない、そういった要因により、登録件数が伸び悩んでいるのも事実でもございます。

しかしながら、登録に至った物件につきましては、住みたいという要望も多く寄せられ、高い確率で成約をしている事実からも、市の空き家対策の需要が確認できたことは一つの成果であると考えております。

本市は、生活の利便性が高い神立駅周辺の市街地と自然豊かな農村地域という居住環境においては、対照的な二面性を持った自治体でもございます。農村地域の中でも霞ヶ浦に面した湖岸沿い、筑波山麓など、大変バラエティーに富んだ環境がございます。ただし、市外から移住を考えている方に幅広い選択肢を持っていただくためには、市内全域の居住可能な空き家の掘り起こし作業は不可欠でもございます。今後は、有利な財源等を活用しながら、物件の発掘に努めてまいりたいと考えております。

次に、3点目2番、三世代がともに暮らせる農地つき住宅により定住の促進を図ることについてのお答えをさせていただきます。

本市も含めたほとんどの自治体が人口減に直面しており、定住促進については、どの自治体においても最重要課題の一つではないかと考えております。市創生総合戦略におきましても、基本目標の一つに位置づけ、持続可能なまちづくりを実現するため、アクションプランの策定を含めた事業推進に着手をしてきたところでもございます。

先ほど申し上げましたとおり、本市には豊かな自然があり、あわせて環境がよい中、議員のご提案のとおり、家庭菜園等を楽しみながら、大家族でゆとりある暮らしができる住宅は、大きな魅力の一つになると認識しております。

現行の空き家バンク制度の枠組みを生かしながら、新たな物件の発掘に努め、既に制度化したリフォーム補助に加え、小型農機具等の購入補助なども検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

保健福祉部長 金田克彦君。

[保健福祉部長 金田克彦君登壇]

○保健福祉部長（金田克彦君）

来栖議員4点目の1番で、就学前教育の重要性や課題について耳にしますが、どのような問題で、本市ではどのような対策を講じているのかの質問にお答えいたします。

ご指摘の就学前教育の重要性につきましては、国を挙げて子育て支援が行われる中でも、大きな課題になっていると認識しております。

昨年5月に政府与党が取りまとめました「幼児教育の振興について」と題する提言では、幼児の発達の状況や特性などを踏まえ、5歳までに身につけるべき内容、とりわけ小学校以降における学びとの連続性を図る観点等から、5歳児を中心として取り組むべき教育内容をより明確化・具体化することが必要としております。

これまで、就学前の児童が小学校へ移行する際の保育から教育への連続性の確保につきましては、保育所においては保育所児童保育要録、幼稚園においては幼稚園幼児指導要録、また、認定こども園では認定こども園こども要録として就学校へ提出し、子どもの育ちにかかわる事項を引き継いでいるところでございます。

また、保育現場における取り組みとしましては、就学前教育の重要性を認識し、多様な視点からの保育指導としまして、内容の一部でございますが、児童の年齢や能力に合わせての視点から行っている指導がございます。椅子に座っていただけるか、指示がわかり行動ができるか、文字が読める、書ける、また食育、好き嫌いなく食べることができるか、箸やスプーンなどの使い方、

また挨拶、マナー、それらのものについて、主に指導しているところでございます。

また、小学校との連携としては、小学生との交流会、小学校の見学、さらに保育士と教員の懇談を実施するとともに、就学してから不安がなくスムーズに生活ができ、授業に集中できるよう、保育士も見通しを立てながら保育をしている状況でございます。

続いて、4点目2番でございます。本市でも子育て支援としてソフト、ハード両面から子育て世代の支援策をさまざま実施していますが、その自己評価と今後の方針についてお答えいたします。

これまでの保育のあり方を大きく変える保育制度の転換と言われる子ども・子育て支援新制度が施行され、1年が経過しました。本市においても、この制度を実現化する子ども・子育て支援事業計画を作成し、平成31年度までの5年間にわたり、多様な事業を実施していくこととしております。

現時点では、初年度の予算の決算を含め、事業効果の検証までは至っておりませんが、今後、決算を踏まえた分析を行い、各事業の効果を検証するとともに、市子ども・子育て会議にお諮りし、ご意見を伺いながら、本市の地域に合った子育て支援策を講じてまいりたいと考えております。ご理解のほどよろしく申し上げます。

以上です。

○議長（藤井裕一君）

4番 来栖丈治君。

○4番（来栖丈治君）

ありがとうございました。

行政区公民館、既存のコミュニティとの調整が必要と。全くそのとおりであるというふうに思っております。

地域のまちづくり協議会、これについてでございますが、霞ヶ浦地区は合併前から旧村単位で公民館活動が行われて、地区の区長会の組織も継続し、保育所があり、小学校がその中心にあったわけです。合併後、私の住む下大津地区を例に挙げ説明しますと、旧村単位で区長会の運営資金がなくなって、保育所が民営化、統合され、地域からなくなりました。本年4月から小学校が統合となりました。地区の公民館は、支館の形で組織は残していただきましたが、館は暫定使用というようなことで、ご配慮をいただいているということだと思います。

何もなくなっちゃうというような批判の中で、合併したらという話がよく出ますが、それだけが問題ではなくて、資金はなくなっても、地区の区長会は年に何度か連絡調整を行ってきましたし、この4月にも、坪井市長も出席いただいた総会が開かれたわけです。しかし、小学校の統合により、急激に横の連絡調整が地域から消えていくのではないかと気にする意見が多く聞かれます。

消防団も5部ありましたが2部に再編され、区長さん、行政区と消防団のつながりが希薄になっています。部内で、消防団を中心に区長さん方と行ってきた消火器の使い方とか消火栓の使い方といった訓練は行われなくなってきております。消防団も、水出しや点検は従来どおり熱心に行っています。福祉の問題なども、民生委員さんはさまざまな活動、調査がふえた中でも、熱心になさっております。公民館も下大津小との合同運動会がなくなった分、活動が多少少なくなる

可能性はありますが、引き続き地区のコミュニティの中心になっていくと考えられます。

私が言いたいのは、縦割り行政が地域を襲っているという点です。地域の防災力、防犯力を上げていこう、地域で高齢者や子どもを見守っていこう、自主防災組織、自主防犯組織をつくっていかなければならない。ボランティアの要請、ボランティアなくして福祉の問題は解決できない。消防団のなり手の不足、独居や高齢者世帯が多くなり、民生委員さんが調査などで訪問し切れない。今言ったような問題があり、しかし横のつながりがなくなっている地域では、これはこうしよう、あれはこうしようとか調整する機会がなくなって、その矛盾は行政へとフィードバックしていく、そうなるのではないかなと考えます。

さまざまな行政課題に対して、住民と協働してその解決に当たる話し合いの機関として、下大津に公民館、区長会、消防団、民生委員さん、助成会の皆さん、若者の組織、それぞれの代表者などから、地域の連絡会のような形で、横の調整を目的とした組織をつくって行って、市長がよくおっしゃられている市民協働のまちづくりの中心に据えていただけないかという私の提案です。

動き出せば、人口減少問題どうしようか、何かよい方策はないかといった相談、自主的に行うこと、集まることで、下大津の未来地図づくりなどにもつながっていくことが可能かと考えます。霞ヶ浦地区には、地区コミュニティを守っていこうとする公民館が今は動いていますし、地区内の区長会もつながっています。千代田地区においては地域の小学校が残っています。地区社協などで区長さんや民生委員さんがつながっています。ここ一、二年がチャンスではないかと思えます。市長のお考えを再度お伺いしたいと思えます。

○議長（藤井裕一君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

大変心強い、地域を守るといいますか、地域力を保持するような、そういったご提案をいただきまして、大変心強く感じております。

来栖議員ご指摘のとおり、大変今、そういった意味では、いろんな分野で小学校、公民館等の役割が少しずつ、特に霞ヶ浦地区につきましては、廃校になったりする中で、地域力が低下しているというふうに考えております。

そういう中で、防災とか福祉とか防犯とか、さまざまな地域を支える力というのは、まさしく共助の力といえますか、市民みずからが地域を考えて地域を守っていく、その力になっていくわけでありまして、大変重要な役割を果たしていくと思っております。なおさら、人口減少の時代の中で、行政もそこまでなかなか手が回らない面も出てくるわけでありまして、そういうときに、まさしくその力が役割を果たしていただけるわけでありまして、そういった組織づくりにつきましても、ご提案いただいたような形で、前向きにさまざまな見地から研究してみたいというふうに考えておりますので、ご指導のほどお願い申し上げたいと思えます。

○議長（藤井裕一君）

4番 来栖丈治君。

○4番（来栖丈治君）

ありがとうございました。

行政の一員として仕事をしてきましたし、地域の一員として生活も私はしているわけです。一

生懸命頑張っている職員の姿を目にしてきましたし、何かひっかかると、千代田か出島かといったケースにも何度か私も出くわしています。2町合併の難しさ、弊害を味わったことも少なくありません。どうにか矛先を変える、新しいフィールドに持っていく、そのためにはということで、昭和の合併以前の村単位に、まちづくりの基礎組織としてまだあるコミュニティを維持しながら、地域の住民による未来地図を描いていただき、誇りを持って地域づくりに励んでいただき、できれば地域づくりを競っていただき、賞賛し合っていたきたい。

今、千代田地区内は、中学校区内に公民館活動を構築中であります。社会福祉法第21条の組織づくりが行われていて、中学校区の範囲でコミュニティ推進委員さん方が熱心に活躍をいただいていると聞いています。まちづくり全般の動きには、公民館活動には法律上の限界もあり、土浦市などでは公民館のほか、コミュニティ推進は区長さん方と分けて、まちづくりに取り組んでいると聞いております。坪井市長にはご研究をいただきまして、市民協働のモデル事業として、1つか2つから始めていくことをお考えになっていただきたく要望いたします。

宮崎県に綾町という町がありまして、町内で27の自治公民館を設置して、まちづくりを担ってもらっているところがあります。秋に27の自治公民館で、おのおのお祭りをやっていらっしゃる。これがユニークで、町自体が観光客や移住者にウエルカムで、ここ20年程度、7,000人から7,500人の人口を維持しているということを知っています。みんなが頑張ろうという共通認識ができ、協力体制ができれば、内在する人身、人の知恵と働きができれば、活気が生まれ、人口減少に歯どめをかけている、そんなまちがあるわけです。人は、当かすみがうら市も、人的財産は負けていないと私は信じております。人材を生かしたまちづくりに、さらに強力に取り組んでいければなというふうに願っております。

続いて、農業問題でございます。

さっき、部長のほうからご報告いただき、まことにありがとうございます。農林業センサスで減少傾向とのことですが、どの程度の減少率になっているのか。また、水田と畑、それぞれの1世帯当たりの面積について、お伺いをさせていただきます。

○議長（藤井裕一君）

環境経済部長 田崎 清君。

○環境経済部長（田崎 清君）

お答えいたします。

10年前の耕作面積と比較いたしますと、ここ10年間で約13%の減少率となっております。

また、1世帯当たりの面積につきましては、水田で約40アール、畑で約56アールとなっております。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

4番 来栖丈治君。

○4番（来栖丈治君）

ありがとうございました。

続いて、2番目に移ります。

就農者の支援についてに入りますが、全くの新規就農者の場合、必要な土地購入とか借り受け

をして、新規就農が始められる面積が必要かと思いますが、どの程度かお伺いをさせていただきます。

○議長（藤井裕一君）

環境経済部長 田崎 清君。

○環境経済部長（田崎 清君）

お答えいたします。

農地法第3条においてでございますけれども、耕地面積は50アール以上となっているところでございます。

○議長（藤井裕一君）

4番 来栖丈治君。

○4番（来栖丈治君）

ありがとうございます。

農地法関係で、第3条第2項の5として、別段面積として下限面積を定めることができることになっているかと思えます。また、細かくは農地法施行規則の第17条の1項で示されているというふうに思えます。50アールよりも下げて就農できる可能性がある条文かと思えますが、その点について、農業委員会でご理解してもらって、当市に当てはめてどうかというようなことを確認したいと存じます。

○議長（藤井裕一君）

農業委員会事務局長 高田 忠君。

○農業委員会事務局長（高田 忠君）

農地法第3条第2項第5号ということでございます。農地の所有権、地上権、使用貸借権、賃貸借権等によりまして農地の権利を取得して、その後、耕作すべき農地の合計面積というのが、北海道が2ヘクタール、それ以外の都府県では50アールという規定がございます。

それで、この規定されている面積を農地法の規則第17条関係で、いわゆる別段面積、下限面積というものを決めることができます。その施行規則の17条関係で、下限面積の基準というのが具体的に何項目か規定されております。

一例を申しますと、具体的には、自然的条件から見て、営農条件がおおむね同一ということが認められている地域とか、そういうことがあります。また、そのほかにもございますが、茨城県内でも、県北部のほうの市町で設定されているところがございます。設定されている場所ですが、いわゆる中山間地域といいたいまいしょうか、そういうところの市町が設定をしております。

本市の農地の権利取得ということでございますが、この50アールにつきましては、優良農地の確保及び効率的な農地利用を図るという観点から、そういうことで、規則のほうで50アールという規定が決定されているという認識をさせていただきます。

ご理解のほどよろしく申し上げます。

○議長（藤井裕一君）

4番 来栖丈治君。

○4番（来栖丈治君）

ありがとうございました。

全体からいうと、数字を先ほどお聞かせいただいたので、50より下げる要素というか、全体の中ではないかと思うんですが、農業委員会の中で、例えば旧地区とか集落ごととか、地区ごとに何十アール、何十アールというようなことをやっている市町村もあると聞きますので、そういった確認などはされたのかどうなのか、確認をしたいと存じます。

○議長（藤井裕一君）

農業委員会事務局長 高田 忠君。

○農業委員会事務局長（高田 忠君）

やはり農林水産省のほうでも、農林業センサスというものを使って、これは具体的に申しますと、本市の場合には旧地区、旧村単位というんですか、旧村単位の旧地区という形での経営面積なり農家戸数というのが、そのほかにも基準にはなっております。ただ、当市の場合は全体で、山間地域という指定はございませんので、全体で考えているという認識をしております。

○議長（藤井裕一君）

4番 来栖丈治君。

○4番（来栖丈治君）

ありがとうございました。

次に、就農者支援策についてですが、青年就農資金や青年就農給付金、ニューファーマー育成助成事業など、国や県の制度支援かと思いますが、本市における単独の支援策や新規就農者に対してのかかわりについてお伺いいたします。

○議長（藤井裕一君）

環境経済部長 田崎 清君。

○環境経済部長（田崎 清君）

現時点におきましては、市単独での助成・補助などによります制度支援につきましてはございません。しかしながら、土浦地域農業改良普及センター、JA土浦、近隣自治体の農政担当課及び農業委員会事務局によります土浦地域就農支援協議会が組織されておりますので、就農相談への対応のスキルアップや適切な指導・助言を行ってまいるところでございます。

さらに、就農前後の不安定な時期の現状把握に努めまして、関係機関が一体となって研修機関の紹介や青年等就農資金、青年就農給付金制度等の普及促進を図るなど、地域の就農者に対しましてのサポートを幅広く引き続き進めてまいりますので、ご理解をお願いいたします。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

4番 来栖丈治君。

○4番（来栖丈治君）

ありがとうございました。

それでは、次に、3番のほうに移ります。

農地の保全活動に対する交付金事業について、その内容と、これまでの実績などについて教えてください。

○議長（藤井裕一君）

環境経済部長 田崎 清君。

○環境経済部長（田崎 清君）

ご質問の交付金事業につきましては、多面的機能支払交付金というのがあります。目的といたしましては、農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮がされるように、地域の共同活動に係る支援を行いまして、地域資源の適正な保全管理を進めるとともに、一方で農地の集積を後押しする内容となっております。

交付金事業には、農地維持支払交付金と資源向上支払交付金の2種類がございます。

まず、農地維持支払交付金につきましては、農地ののり面の草刈りや水路の泥上げ作業などを対象としたものでございます。また、資源向上支払交付金につきましては、水路・農道などの軽微な修繕、景観形成、施設の長寿命化を図るための事業を対象としております。交付金の種類及び地目により交付額が異なりますが、負担割合につきましては、国が2分の1、県4分の1、そして市が4分の1となっております。多面的機能支払交付金は、平成26年度からの事業となっております。

続きまして、交付実績につきましては、平成26年度は取り組み組織数14団体でありましたが、平成27年度は4団体多い18団体でございました。また、交付額につきましては、平成26年度、7654万4000円に対しまして、平成27年度は2959万6000円多い1億614万円でございました。率にして39%の増加となっております。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

4番 来栖丈治君。

○4番（来栖丈治君）

次に、地域単位での活動による農地の再生とはどのような内容なのか、お伺いいたします。

○議長（藤井裕一君）

環境経済部長 田崎 清君。

○環境経済部長（田崎 清君）

お答えいたします。

具体的には、耕作放棄地再生利用対策事業を有効に活用していただきたいというものでございます。農業委員会事務局による荒廃農地調査によりまして、再生利用が可能な農地で、10アールにつき10万円以上の再生作業が必要となる場合につきましては、国費及び市費上乘せによりまして、10アール当たり8万7500円が助成されます。実際の作業を地域の皆様の手にお願いし、再生を図っていただいた農地につきましては、これを地域の農業者の方々にご利用していただく仕組みづくりに取り組み、耕作放棄地対策とあわせ、地域の景観・環境保全に努めていきたいと考えておりますので、ご理解いただきますようよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

4番 来栖丈治君。

○4番（来栖丈治君）

ありがとうございました。

次に、農地を活用した定住対策というようなことで、2回目の質問をさせていただきます。

空き家バンクの説明は受けましたが、市の進めている定住対策は空き家バンクだけなのでしょうか。現在進めている千代田地区内の市街化調整区域内の地区指定であったり、これまで霞ヶ浦町で進めていた優良田園都市であったり、市街化調整区域の地区指定であったり、そういったものも含まれるのではないかなと思います。そちらの答弁をお願いいたします。

○議長（藤井裕一君）

土木部長 渡辺泰二君。

○土木部長（渡辺泰二君）

霞ヶ浦地区において、優良田園住宅につきましては、平成13年4月に4地区、区域指定制度は平成15年7月に16地区、491.7ヘクタールの指定をしております。現在、千代田地区において、区域指定制度導入を目的に、集落の実態調査を平成27年度から2カ年の継続事業で着手をしております。

進捗状況といたしましては、一定の場所、範囲は示されたところでございますけれども、土地利用上の検証や他法令による制限精査等を行っているところでございまして、現時点における暫定指定地区13地区を見出し、通常指定可能7地区、人口増加区域で検討を要する3地区、有効面積が確保できない2地区、おおむね50戸以上の建築物が連檐している要件が困難な1地区となっております。

今後、多くの指定範囲の確保を図りたいと考えますので、再度現地確認を行い、それらの結果を踏まえ、地域説明会、都市計画審議会への諮問、議会報告を経て、来年2月の指定を目途としてまいります。

以上です。

○議長（藤井裕一君）

4番 来栖丈治君。

○4番（来栖丈治君）

今、千代田地区については事業を進めているというようなことではありますが、霞ヶ浦地区で13年と15年に地域指定をした集落等というのは、地図上に落としてあったり、またネット上で公開したり、そういった作業はされているのかどうなのか確認をさせてください。

○議長（藤井裕一君）

土木部長 渡辺泰二君。

○土木部長（渡辺泰二君）

まず、市のホームページのほうには掲載はしております。

なお、霞ヶ浦地区の16地区の区域指定制度につきましては、霞ヶ浦庁舎都市整備課のカウンターに配付をしておりますので、ご確認はいただけるような状況は整っております。

○議長（藤井裕一君）

4番 来栖丈治君。

○4番（来栖丈治君）

ありがとうございます。

坪井市長から、人口減少を抑制するためにあらゆる手段を講じていく、今、人口ビジョンや地方創生の総合戦略を策定中であるときの話であります。伺っております。

私は26年に質問した折に、人口減少の歯どめについてというようなことを質問させていただきました。その折は、空き家バンクのお話しかなかったわけでありまして。そこで、今、かすみがうら市の進めている定住対策という形の中で、ほかのこともあって、もっとやるべきこともあるのかなというような思いを持って聞いた次第であります。

公室長からのお話の中で、空き家バンク、6件登録があって5件が成約というような、成約率は高いというようなことを報告いただきました。また、リフォームの補助であるとか農機具の補助もしていくと。それはいいんですが、私の評価は全く別です。成約は自然な取引であったのであろうというふうに思うんですけども、そのときの答弁でも、求める側は多いんだけども、登録する物件がないんだよと。なかなか市民の理解が得られないで、登録できないでいるんだよという説明ではあったわけですけども、担当部でやる、あるいは、やれるべきことはあるのかなというふうに思います。

税務課の固定資産の税を送る際に、そのときも1回話ししたことなんですが、空き家の適正管理に対する法律ができた折、その連絡とあわせて、空き家バンクの情報を税務課から送付しているというような作業が一つふえていると思います。

私としては、前に区長さんにお世話になって、空き家の登録というか、空き家の調査をしてもらった。216件ほどの登録をしてもらった。それは総務部でやった仕事なんですけれども、市長公室と連動して、連携してやっていってもらいたいというような要望をその際したと思いますが、できればその216件、区長様方から調査いただいた中の1割とか2割とかが、ネット上で空き家バンクに登録されるというのが理想なのかなということを私は感じております。

幾ら5件、成約率が高いという評価をしても、実際に投資もそうですけれども、県の宅建協会とか筑波銀行さんとか、パートナーにご協力をいただいて、仕事を始めているんだと思うんですね。ホームページの開設やら先進地の視察やら、経費もかかっているはずであります。ですから、もっと何とか創意工夫が必要ではないかということを考えております。どうでしょうか。

○議長（藤井裕一君）

市長公室長 木村義雄君。

○市長公室長（木村義雄君）

確かに議員のご指摘のとおり、総務部においては、空き家の危険度の調査という形で、いろいろ地元の区長さんにもご協力をいただきながら、調査をした経過がございます。

空き家を使う、有効活用するという点でございますが、先ほど1回目の答弁でも申し上げましたように、なかなか権利が設定されていない部分、あるいは、余りにもリフォームにお金をかけなくちゃいけないような空き家とかというのも現状にはございます。今、成約がされているという物件につきましては、そんなに費用をかけなくても居住ができるというような内容のものは、私のほうでは登録をさせていただいて、それで定住化を図ると、移住をしてもらうというようなことで、政策的に取り組んでいるところでもあります。

先ほど議員のほうからもお話がありましたように、例えば宅建協会、あるいは地域の不動産業者、各行政区長さんにもかなりの説明をしてきましたし、都内の移住フェア、そういったところで、ふるさと回帰センターあたりにもご説明をしながら、職員が出向きながら説明をしてきたというようなところでもございます。

そういった点も踏まえて、どうしたら空き家の登録が今後もできるかということ、少しまた再度検証しながら、1件でも多いバンク制度の成果といいますか、登録に向けた努力はしてまいりたいというふうに考えております。

○議長（藤井裕一君）

4番 来栖丈治君。

○4番（来栖丈治君）

ありがとうございます。

少子高齢化で核家族化が進んでいて、若い人たちと別に暮らすというのが、今の普通の形かと思えます。私の近くでも、集落が30くらいの小さな集落で、あと10年ぐらいたつと半分くらいになっちゃう可能性があるかなと心配している人もおりますし、やはり利便性の高いところに住むというような傾向はあろうかと思えます。

市内で古い団地などは、40年くらいたつのかなと思うんですが、7割程度が高齢者世帯、独居の方も少なくない。土地がそんなに大きくないので、近くに子どもが住んでいればいいんですが、なかなか行政区の維持が難しいというようなことも言うておりました。人口が一気にふえると、一気に今度は問題化していくというのが、30年、40年後に来るというようなことかと思えます。

私、何を言いたいかという、広い土地に子ども世帯が家庭を持って暮らせる、スペースのある土地を取得できれば、みんなで住むことが可能ではないかなと。そのためには、今のことでいうと、きっと空き家などを最初にお買い上げするのが、そういうのでは一番、広い環境で暮らすことができ、かすみがうら市の自然を楽しむことができるのかなというようなことを考えています。

私、ちょっと調べてみたんですけども、えびの市というところの話なんですけど、空き家と荒廃農地、遊休農地をセットにして、登録・販売しているところがあります。空き家に付随する遊休農地などが課題になっていたんだらうと思いますが、空き家対策の特措法が施行され、何とかなくてはと、そこの市の政策部局が調べたんでしょう。雲南市を参考に、農地法第3条第2項の5の関係で、農地法施行規則の第17条第2項に、荒廃した農地に限られるかもしれませんが、農業委員会にお願いに行き、その条項を活用して、空き家プラス1アール以上の農地つきで販売、賃借を実施しているというものです。

この事例が参考になり、地域にアクションをさらに送れるのではないかと、空き家登録の伸び悩みにお役に立てないかと、かすみがうら市の財産を有効活用につなげていけないかというようなことを私は考えているんですが、いかがでしょうか。

○議長（藤井裕一君）

農業委員会事務局長 高田 忠君。

○農業委員会事務局長（高田 忠君）

お尋ねの農地法施行規則の第17条の第2項ということでございます。

農地の利用状況及び将来の見通しから見て、新規就農者を促進するために適当と認められる面積ということが、そういう条文にはございます。同規則の中で、いわゆる遊休農地と言われるものは、農地が相当程度存在するとあります。そういった地域は、高齢化、兼業化率というのが著しく進みまして、農地の有効な活用が図られないと。そういった判断をした場合は、そういったところで、同法の中でも17条の第1項第2号で10アール以上という面積の規定がございます。し

かし、議員さんおっしゃるように、17条の第2項では、10アールを下回るということも可能であるという認識はしてございます。

全国の中で、先ほど言われた宮崎県とかの例があるということは承知はしております。ただ、こういったものは、下限面積の設定をされておまして、空き家に附属した特例のような運用をされているのかなと思っております。

本市の場合に、参考例で遊休農地の割合というものを申し上げますと、毎年、農地法の30条関係で農業委員さんに調査をしていただいておりますが、平成27年度の実績の実面積というのが5624万976平方メートル、うち遊休農地というのが419万4832平方メートル、率にしますと7.45%ということになっております。農地法の施行規則の第17条の要件に当てはめた場合には、本市は該当しないというふうな認識しています。よろしくお願ひいたします。

○議長（藤井裕一君）

4番 来栖丈治君。

○4番（来栖丈治君）

市長公室のほうでは、どのようにお考えでしょうか。

○議長（藤井裕一君）

市長公室長 木村義雄君。

○市長公室長（木村義雄君）

遊休農地の有効活用というようなご質問かというふうに思っております。

都市と農村の交流、農地を使った交流というような内容かなと。それで、一つの地区の活性化がその中で図られれば、これにこしたことはないというふうに感じております。

よく特区制度を活用しながら、家庭菜園つき住宅というような例もございますし、いろんな検証をしなくちゃならないというようなところでもあります。総合戦略の中でも、そういった都市と農村を結ぶような交流事業と、定住化を促進していこうというような事業の位置づけ等もございますので、制度の諸問題等もありますけれども、そこはやっぱり、今後研究してまいりたいというふうに考えております。

○議長（藤井裕一君）

4番 来栖丈治君。

○4番（来栖丈治君）

ありがとうございます。

私は、三世代でゆとりを持って、このかすみがうら市に住んでもらう。伸び伸びと子どもたちを育ててもらって、当市のすぐれた教育、郷土愛を育む教育を受けてもらって、人材を養成して、その成長した子どもたちが、当市の未来、将来のリーダーとして、また地域を支えてもらう。そういう人の循環をつくっていけるようなことが、地方創生、長期的には頭とお金を使った成果につながっていくものだと思っております。

今のやりとりをお聞きいただきまして、坪井市長はどのようにお考えか、お伺いをさせていただきます。

○議長（藤井裕一君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

地域をつくっていく、地方創生を含めまして、やっぱりさまざまな地域のアイデア、創意工夫、そんなものを生かして、これからの地域を、人口減少時代を少しでも緩やかにしながら、活力のある地域をつくっていくために、行政としても全力を挙げて努力しなくちゃならないという思いはしているところでございます。

○議長（藤井裕一君）

4番 来栖丈治君。

○4番（来栖丈治君）

ありがとうございます。

かすみがうら市の人口減少を少しでも抑制して、定住促進を図っていけるような、坪井市長に強いリーダーシップを要望させていただきたいと思います。

最後になります。

子どもたちの子育て支援の関係ですが、平成28年度で5歳児対象となる就学前児童について、その人数と保育所等の施設への入所数について、内訳等わかっているならば、お示しいただきたいと思います。

○議長（藤井裕一君）

保健福祉部長 金田克彦君。

○保健福祉部長（金田克彦君）

お答えいたします。

28年4月1日現在の5歳児の子どもの数でございますが、343名でございます。そのうちの大半の子どもに当たりますが、保育所、幼稚園、これは市内・市外の施設に限らずでございますが、340人の子どもが入所しているというようなことでございます。残りの3名については、これらの施設に入っていない、利用していないというようなところでございます。

○議長（藤井裕一君）

4番 来栖丈治君。

○4番（来栖丈治君）

2番目のことに移ります。

近年は、社会生活の変化により核家族がふえたことから、家庭内でのしつけに不安を抱えている保護者が多く増えており、子育て支援の中で保護者への手助け政策が必要と思われませんが、本市においてどのような対策が講じられているか、お聞きしたいと存じます。

○議長（藤井裕一君）

保健福祉部長 金田克彦君。

○保健福祉部長（金田克彦君）

先ほど1回目のほうでもご答弁をさせていただきましたが、保育所、幼稚園では一般的なしつけを行っているところでございますが、本市の子ども家庭課内にございます子ども未来室におきまして、養育の支援訪問事業として、養育が必要な家庭に対しまして、そのお宅を訪問し、指導・助言を行っている事業がございます。

また、本年度から、あわせまして、昨年度に支援員さんを育成したものでございますが、市民

子育て支援員が本年度から活動を開始してございます。市民子育て支援員は、昨年度、脳科学研究を取り入れた子育てに関する研修等によりまして知識を習得していただき、出産・育児に伴う不安を持つ世代の支援を行うというようなこととございます。また、支援員さんの中では、これまでみずからの子育て経験を生かした、しつけにかかわる助言や指導もあわせて行っているというようなところでございます。

○議長（藤井裕一君）

4番 来栖丈治君。

○4番（来栖丈治君）

それと、発達障害等の養護が必要と思われる子どもに対しまして、早期の発見や早期の対応により相当の効果があると聞きます。これらへの対策は講じられているのか、確認をさせていただきます。

○議長（藤井裕一君）

保健福祉部長 金田克彦君。

○保健福祉部長（金田克彦君）

議員さんご指摘のように、昨今、発達障害による児童の数がふえているような状況でもございます。そんなふうな乳児、児童につきましては、早ければ早いほどの指導等がいいというようなことも言われておりますので、早期の発見によりましての専門的な対応での効果ができるというようなことも言われております。

子ども未来室においては、乳児家庭全戸訪問事業、また、乳幼児健診事業などで発見されました養育支援が必要と思われるような家庭、また若年夫婦等の保護者に対しまして、保健センターとの連携によりまして、保健師、心理士、保育士などが、養育や育児に関する指導・助言を行っているところでございます。

また、さらに、保育所、認定こども園など市内11カ所の施設を、年3回になりますが、訪問をさせていただき、ゼロ歳から6歳までの乳幼児に対する発達相談などを実施しまして、多様な場所での早期発見、早期対応を行い、支援をしているところでもございます。よろしくご理解のほどお願いします。

○議長（藤井裕一君）

4番 来栖丈治君。

○4番（来栖丈治君）

ありがとうございます。

子育てをする保護者間の孤立というか、そういうものを防ぐために、交流の場の提供も必要と思われませんが、当市の場合どのようなになっているか、確認をしたいと存じます。

○議長（藤井裕一君）

保健福祉部長 金田克彦君。

○保健福祉部長（金田克彦君）

議員さんご指摘のご質問につきましては、子育て支援事業としまして多様な事業を展開しておりますが、困り事の相談は保育士が対応しているところでございます。これは、保育所、認定こども園などでございますが、そのほかに、角来地内にありますやまゆり館、こちらのほうの施設

では、保護者、特に若いお母さんなどの結びつきを持たせるような施設を運営してございまして、同世代のお母さんと乳幼児が集まりまして、乳児などを対象にしまして、子育てに関する悩みなど、子育てを通じての心配事や悩み、お互いの立場での理解、共有できるようなものなどがあるかと思いますが、そういうふうな中から、いろんな問題とか悩みを解決する場所として、多くの方に利用されているところでございます。

また、昨年度、平成27年度の子育てサロンの利用者数でございまして、乳幼児が1万456名、保護者が9,097名、合わせまして1万9553名の方が利用されてございます。1日当たり平均約81名の方が利用されているというようなことで、好評を得ているというようなところで感じております。よろしく申し上げます。

○議長（藤井裕一君）

4番 来栖丈治君。

○4番（来栖丈治君）

ありがとうございます。

大変好評だというようなことでございますね。ありがとうございます。

最後の問題になります。

就学前にALTを位置づけられないかというようなことなんです、私、いろいろと調べていきましたら、前に東京都や神戸市なんかでは、きちんと位置づけしてやっているというようなことで、私、県内の情報は、県に聞いてもちょっとわからなかったものですから、情報は持ち合わせていません。

以前、霞ヶ浦町のときに、子育て広場という、生涯学習課で今事業を、子ども支援の事業を、親の支援という位置づけでやっているものがあるんですが、親子でお祭りをやるときにALTに参加要請をして、その当時もきつと業務委託、今とは違うかもしれないですけども、業務委託で対応していたんだと思うんですが、謝礼みたいなことで、ハロウィーンというのでしたっけ、外国のお祭りのときのアドバイスなり参加なり、そういったものをいただいたという経過があったというふうに聞いてございます。

ぜひとも大山教育長には、教育委員会で相談をいただきまして、経費が大きくかかるという場合には慎重に検討していただきたいというふうに思うわけですが、地域の宝である子どもたちの教育計画にぜひとも加えていただきまして、私が育った時期とは今は違います。語学を受け入れやすい環境をつくっていただきたい。その取り組みを通して、幼保小の連携がさらに図られ、当かすみがうら市の教育面でのPRにつなげていただきたいというふうに要望をいたす次第であります。

私、以前に市川の住民の方から、こんなことを言われたことがあります。教育関係者に会ったら言ってほしいんだけど、箸の持ち方と鉛筆の持ち方、これだけは先生方にきちんと見てほしい、頼んでほしいんだと。おばあちゃんなんです、娘なら孫に対して言いやすいんだけど、なかなか言うのが難しい。学校の先生でも箸をきちんと使えなかったり、鉛筆の持ち方が使えない人もいるようだ。今の孫たちは、日本人として国際社会に出ていったときに恥ずかしいと思うと。若い夫婦は仕事が忙しくて、見られない方が少なくないようだというような内容でした。

本日の茨城新聞で、就学前教育の記事が載っておりました。学問そのものではなく、しつけ、生活習慣など、人間の基本を勉強するような教育が就学前として望ましいと。そのような記事を目にして思い出したものですから、この機会に教育長に加えて要望させていただきたいと思えます。答弁は結構です。

坪井市長を初め、大山教育長、各部長の皆様方には、丁寧なご答弁まことにありがとうございました。

以上で私の一般質問を閉じさせていただきます。

○議長（藤井裕一君）

4番 来栖丈治君の一般質問を終わります。

○議長（藤井裕一君）

以上で本日の日程は全部終了しました。

会議規則第10条第1項の規定により、明日6月4日及び明後日6月5日の2日間は休会とします。

次回は、6月6日定刻より、一般質問及び議案に対する質疑等を行います。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

散 会 午後 4時45分